

藤沢市少年の森の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第 1 回審査選定委員会 令和 7 年 7 月 1 7 日

ア 藤沢市青少年施設次期指定管理者の選定方法及び候補者等について

イ 藤沢市青少年施設指定管理者募集要項（案）及び管理運営の基準（案）について

ウ 指定管理者審査方法について

エ 指定管理者審査選定スケジュールについて

(2) 第 2 回審査選定委員会 令和 7 年 9 月 9 日（書面開催）

募集要項及び管理運営の基準の記載内容の変更について

(3) 申請書の收受 令和 7 年 9 月 1 9 日

(4) 第 3 回審査選定委員会 令和 7 年 1 0 月 9 日

ア 指定管理者の選定について

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

イ 審査・採点

(4) 選定結果

申請書類及びプレゼンテーションによる審査・採点を実施した結果、事業計画や収支計画などについて 1 7 0 点満点中 1 2 5 . 5 0 点の評価を得たので、審査選定委員会は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の最適な候補者として選定した。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

ア 指定管理者制度への基本理解

イ 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

ア 団体の適性

イ 法令順守の取組

ウ 財務面の健全性・安定性

エ 管理運営実績

(3) 施設の効用の発揮

ア 施設利用の促進

イ サービスの向上

ウ 平等な利用の確保

エ 利用者意見等の把握

オ 施設・設備の維持管理

(4) 危機管理体制

ア 防犯・防災対策

イ 緊急時の対応

(5) 人員体制・経費

ア 人員体制

イ 収支予算書

ウ 効率的な運営

(6) 市の施策への理解

ア 情報の管理体制

イ S D G s の理解

ウ その他市の施策の理解

(7) 特記項目

ア 地域との協働・連携

イ 青少年団体との協働・連携

ウ 青少年育成事業推進

(8) 提案内容

ア 管理運営の基準との適合性

イ 特色ある提案

ウ 提案の実現性

3 事業計画書

別添のとおり

以 上



藤沢市少年の森

[指定管理事業計画書]



公益財団法人
藤沢市みらい創造財団

目次

I	団体の基本的要件	・・・	1
	1 指定管理者であるための基本的理解	・・・	1
	(1) 指定管理者制度への基本理解	・・・	2
	(2) 管理運営の基本方針	・・・	3
	2 管理運営能力	・・・	5
	(1) 団体の適性	・・・	5
	(2) 法令遵守の取組	・・・	8
	(3) 財務面の健全性・安定性	・・・	11
	(4) 管理運営実績	・・・	13
II	事業計画書	・・・	14
	1 施設の効用の発揮	・・・	14
	(1) 施設利用の促進	・・・	14
	(2) サービスの向上	・・・	17
	(3) 平等な利用の確保	・・・	20
	(4) 利用者意見等の把握	・・・	22
	(5) 施設・設備の維持管理	・・・	25
	2 危機管理体制	・・・	27
	(1) 防犯・防災対策	・・・	27
	(2) 緊急時の対応	・・・	29



目次

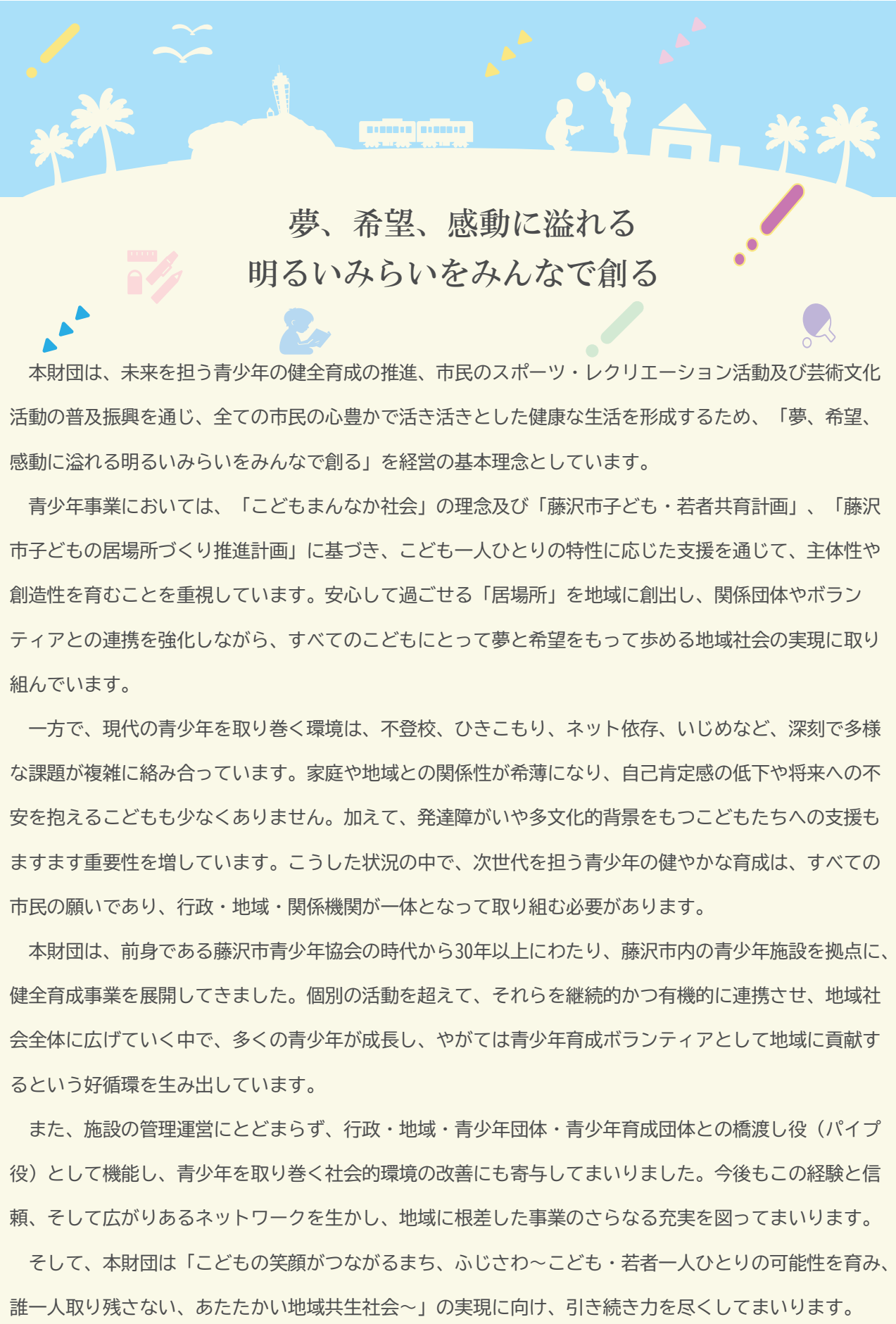


3 人員体制・経費	・・・	31
(1) 人員体制	・・・	31
(2) 収支予算書	・・・	32
(3) 効率的な運営	・・・	36
4 市の施策への理解	・・・	38
(1) 情報の管理体制	・・・	38
(2) SDGs の理解	・・・	39
(3) その他の市の施策の理解	・・・	42
5 特記項目	・・・	44
(1) 地域との協働・連携	・・・	44
(2) 青少年団体との協働・連携	・・・	45
(3) 青少年育成事業の推進	・・・	46

Ⅲ その他 ・・・ 49

1 提案内容	・・・	49
(1) 管理運営の基準との適合性	・・・	49
(2) 特色ある提案	・・・	49
(3) 提案の実現性	・・・	51





夢、希望、感動に溢れる 明るい未来をみんなで創る

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き活きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

青少年事業においては、「こどもまんなか社会」の理念及び「藤沢市子ども・若者共育計画」、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、こども一人ひとりの特性に応じた支援を通じて、主体性や創造性を育むことを重視しています。安心して過ごせる「居場所」を地域に創出し、関係団体やボランティアとの連携を強化しながら、すべてのこどもにとって夢と希望をもって歩める地域社会の実現に取り組んでいます。

一方で、現代の青少年を取り巻く環境は、不登校、ひきこもり、ネット依存、いじめなど、深刻で多様な課題が複雑に絡み合っています。家庭や地域との関係性が希薄になり、自己肯定感の低下や将来への不安を抱えるこどもも少なくありません。加えて、発達障がいや多文化的背景をもつこどもたちへの支援もますます重要性を増しています。こうした状況の中で、次世代を担う青少年の健やかな育成は、すべての市民の願いであり、行政・地域・関係機関が一体となって取り組む必要があります。

本財団は、前身である藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市内の青少年施設を拠点に、健全育成事業を展開してきました。個別の活動を超えて、それらを継続的かつ有機的に連携させ、地域社会全体に広げていく中で、多くの青少年が成長し、やがては青少年育成ボランティアとして地域に貢献するという好循環を生み出しています。

また、施設の管理運営にとどまらず、行政・地域・青少年団体・青少年育成団体との橋渡し役（パイプ役）として機能し、青少年を取り巻く社会的環境の改善にも寄与してまいりました。今後もこの経験と信頼、そして広がりあるネットワークを生かし、地域に根差した事業のさらなる充実を図ってまいります。

そして、本財団は「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～こども・若者一人ひとりの可能性を育み、誰一人取り残さない、あたたかい地域共生社会～」の実現に向け、引き続き力を尽くしてまいります。



(1)指定管理者制度の理解

藤沢市が策定した「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、公の施設の管理において、民間事業等の有するノウハウを活用することにより、**市民サービスの質の向上などを図ること**、そして、この制度が公の施設の設置目的を**より効果的に達成するための制度であることを十分に理解し**、藤沢市青少年施設の指定管理者として、これまでの経験と実績を生かし、適正な管理運営を行います。

また、本財団が掲げる「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」の4つの基本方針からなる財団運営方針に沿って策定した中期経営計画に取り組み、公共サービスの一翼を担う法人として「市民サービスの質の向上」、「管理経費の縮減」の役割を果たします。

基本方針

人材育成

利用者ニーズを的確に捉え、満足度の高いサービスを提供できる職員の人材育成

財務運営

安定的、継続的な運営に向けた財務基盤の確立

事業運営

多様化する市民ニーズに対して意見や要望の把握・反映に努める事業運営

組織運営

企業倫理に基づき行動・実践し、生きがいをもって働くことができる組織づくり



(2)管理運営の基本方針

①藤沢市青少年施設の管理運営基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の指定管理者として、「藤沢市子ども・若者共育計画」の柱である「多様な体験活動の推進」「非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組」「子ども・若者の居場所の充実」「子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実」を十分に理解し、それに基づいた事業展開と施設の管理運営を行います。併せて、「子ども・若者の意見表明・意見反映」及び「地域全体で支える基盤づくり」といった基本目標の実現にも取り組みます。

これらの取組については、本財団はこれまで30年以上にわたる青少年施設の管理運営で培ったノウハウや地域とのつながりを最大限に活用します。また、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長など、専門分野の方々と構成された本財団青少年事業部の専門委員会「青少年育成委員会」の指導、助言を受けながら、“こどもまんなか”の理念に基づいて運営を行います。

本財団は「すべてのこどもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現」を基本方針に掲げ、すべての青少年施設の運営に取り組んでまいります。

すべてのこどもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現

1. 豊かな体験機会の提供を通じて、こどもの未来の選択肢を広げる

すべてのこどもが家庭の経済的状況に左右されることなく、多様な体験や人との出会いを通じて、将来に希望を持てるよう支援します。季節行事や自然体験など、豊かなプログラムを展開し、学びと成長の機会を広げます。

2. すべてのこどもが安心して過ごせる“イイ場所”の創出

学校や家庭とは異なる「第三の居場所」として、自由で安全、そして楽しく過ごせる空間づくりを行います。こどもの自主性を尊重し、信頼できる大人の見守りと適切な“仕掛け”を通して、こどもが自ら遊び・考え・関わる力を育みます。

3. こどもの声に耳を傾け、施設運営に反映する

日常的な関わりを通じてこどもの声を丁寧にすくい上げ、事業運営や環境整備に反映します。一方的なサービス提供ではなく、こどもたちとともに創る参加型の運営を重視し、主体的な参画意識を育みます。フィードバックも丁寧に行い、双方向の信頼関係を築きます。

4. 「気になるこども」への丁寧なアプローチ

「気になるこども」の存在に気づき、個々の背景や気持ちに寄り添った支援が届くよう、スタッフやボランティアが日々の関わりを大切にします。ちょっとした声かけや共に過ごす時間を通して、こどもの自己肯定感や安心感が育まれるよう、細やかな支援を心がけます。

5. 地域と連携し、共にこどもを育む

地域の団体、学校、行政等と連携し、こどもにとって最も身近な生活環境である地域の中で育ちを支えます。施設は地域のハブとして、こども・若者・保護者・地域住民をつなぐ共育の場をめざします。



②公の施設管理者として

本財団は、指定管理者として藤沢青少年会館などの青少年施設についても、4指定管理（26施設）の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等の管理運営を行っています。長年にわたり公の施設の管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、今後も利用者が安心して快適に利用できるよう配慮します。とくに、以下の10項目を主な心構えとして掲げ、職員一同、実行します。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 各施設の「指定管理者管理運営の基準」に従い、施設の管理運営を行うとともに藤沢市と密接な連携を図り、藤沢市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、市民が安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」並びに「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう配慮した施設運営を行います。
- 8 処分権限を有する指定管理者であることを十分に認識し、実施機関として、「個人情報の保護に関する法律」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令などを遵守し、施設運営を行います。
- 10 公の施設の適正な管理運営において、SDGs（持続可能な開発目標）のもと「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。



経験豊富な指定管理者として、最適で安定感のある施設管理を実現します。

- 公益財団法人の高い信頼性に基づき、青少年施設の適正な管理運営体制を整えています。
- コンプライアンス規程と行動指針を定め、相談窓口と委員会の組織体制を整備しています。
- 利用者の安全管理と職員が心身ともに健やかに安全に働ける職場環境づくりに努めています。

(1) 団体の適性

① 法人の概要

2025年 9月 1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団		
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所分庁舎2階	電話番号 FAX	0466-21-7861 0466-50-8263 (事務局総務課)
代表者	理事長 宮治 正志		
沿革	1995年(平成7年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会が設立(財団法人藤沢市みらい創造財団の前身) 2000年(平成12年) 12月 1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立 2010年(平成22年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始 2012年(平成24年) 4月 1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更		
事業内容	■公益目的事業 (1) 青少年の健全な育成を目的とする事業 (2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業 (3) 芸術文化の振興を目的とする事業 ■収益事業等 (1) 収益事業 物品販売事業及び駐車場管理運営業務 (2) その他事業 藤沢市からの受託事業など		
理事会 評議員会	■理事会構成 理事長 1人 副理事長 2人 専務理事 1人 常務理事 1人 理事 16人 監事 2人 ■評議員会構成 評議員 17人	【理事・評議員選出団体】 - 藤沢市青少年育成協議会 - 藤沢市子ども会連絡協議会 - 藤沢市ボーイスカウト連絡会 - 藤沢市青少年指導員協議会 - 地域子どもの家運営委員長会議 - 藤沢SL少年団 - 児童クラブ運営委員長会議 - 藤沢地区保護司会 - 学識経験者 - 藤沢商工会議所 - 東京地方税理士会藤沢支部 - 藤沢市会計課 - 藤沢市立小学校長会 - 藤沢市立中学校長会 - 藤沢市体育協会 - 藤沢市スポーツ推進委員協議会 - 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 - 藤沢市スポーツ少年団本部 - 藤沢市レクリエーション協会 - 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 - 公益社団法人藤沢市医師会 - 藤沢市合唱連盟 - 藤沢市民交響楽団 - 藤沢市文化団体連合会 - 藤沢エフエム放送株式会社 - 藤沢市生涯学習部 - 藤沢市子ども青少年部	

※青字は「市内青少年関係団体」



②法人の種別

神奈川県知事から公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからは公益財団法人としての役割を果たし、効率的かつ効果的な事業運営と利用者サービスの質のさらなる向上に努めます。

③基本理念

未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き活きとした健康な生活を形成するため「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④経営方針

本財団が掲げる4つの基本方針「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」に関する基本的な考え方を運営方針に定め、本財団の「経営計画2028」に基づき、市民により一層信頼され、親しまれる「未来創造財団」をめざします。そして、将来に向けて持続的な運営をめざすとともに、今後も、専門性と多様性をもって多様化する市民ニーズに的確に対応した安全で質の高い市民サービスの提供に取り組めます。

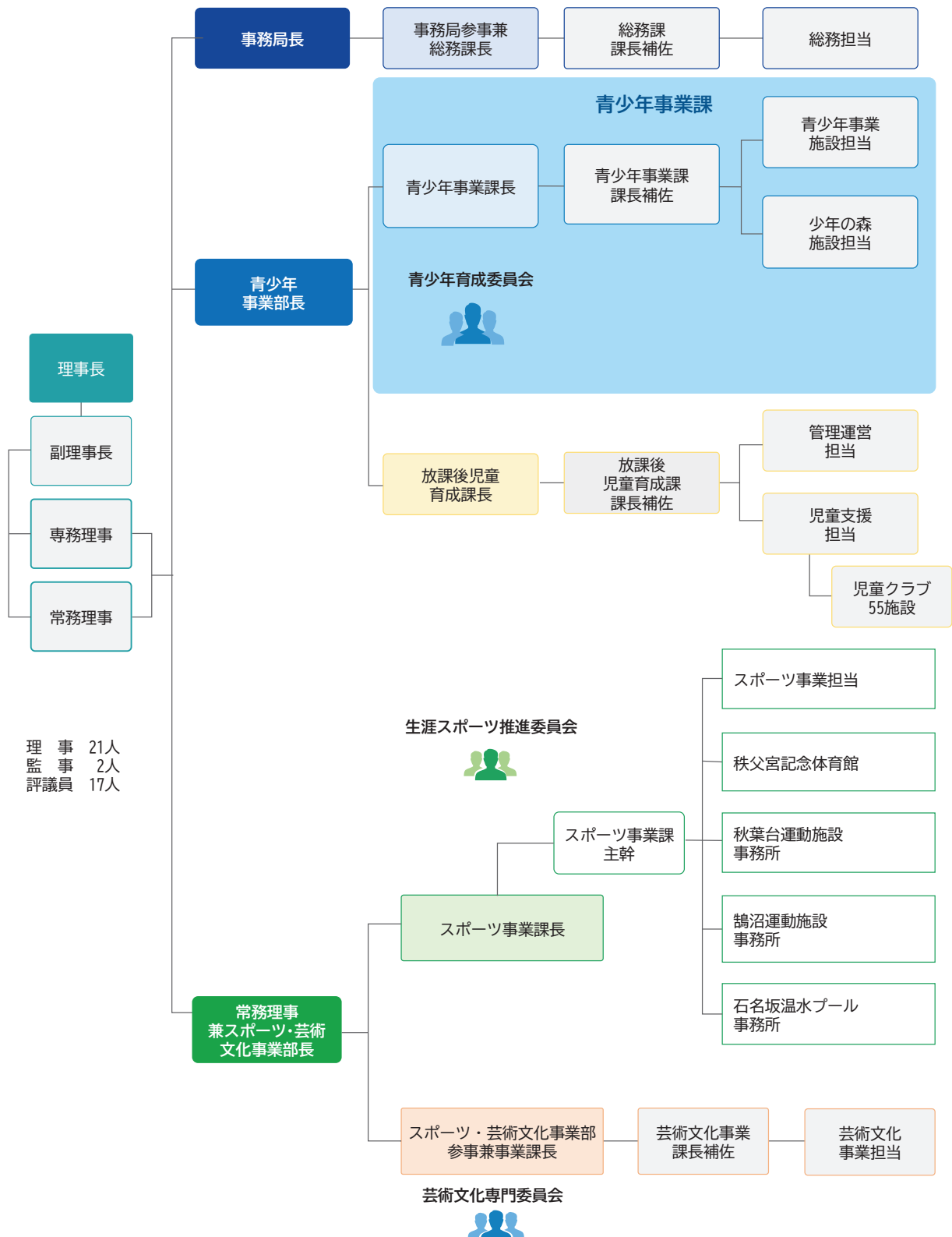
⑤青少年事業の運営方針

こども家庭庁の施策の進展を注視しながら藤沢市の施策と連動し、地域におけるこども・子育て支援の充実に向け、本財団が管理運営する青少年施設において、同じ時間を共有する仲間との交流とともに世代を超えた多様な人的な交流が営める身近な地域の居場所として、さらにはこどもたちの「社会性」「協調性」「自己肯定感」を育む場としての役割を最大限に果たしていきます。

こうした取組には、地域の方々や青少年団体、民間団体やボランティアとの連携・協力により地域が持つ力を生かしていくことが重要であることから、地域人材の活用方法の検討や新たな地域人材の発掘も同時に進めながら、体験事業等を通して多様な他者と協働することでこどもたちの能力形成の機会を提供し、こどもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援していきます。

公益財団法人として専門的な知識を有する方々で構成する理事会及び評議員会を定期的に開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業部門に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を設置し、事業運営の方向性や課題などについて協議・検討し、事業の円滑な推進を図っています。

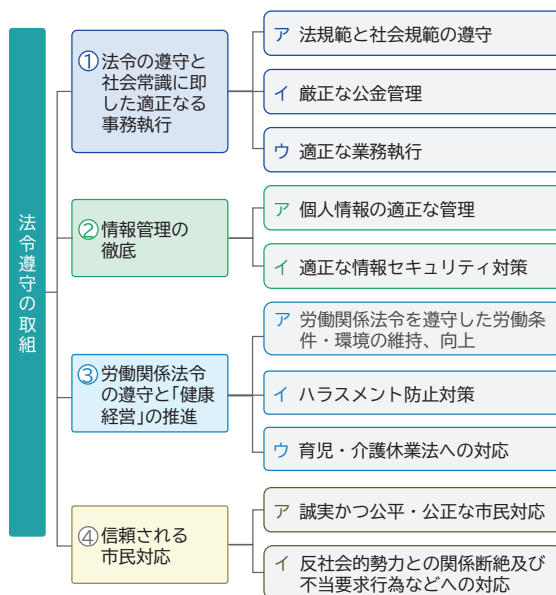
2025年 9月 1日現在



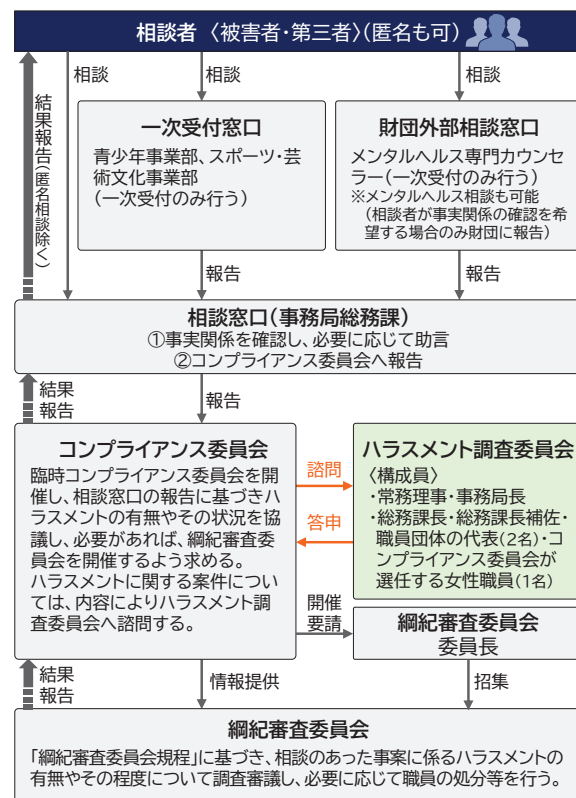


(2)法令遵守の取組

法令や社会的規範、企業倫理などを遵守することは、藤沢市が出資する公益財団法人の基盤となる重要事項と理解し、社会的信頼性と業務運営の公正性の確保を目的とした「コンプライアンス規程」と「コンプライアンス行動指針」を定めています。全ての職員が共通の認識と高い意識をもって行動します。



法令遵守の取組



本財団におけるコンプライアンス行動実践のための組織体制

①法令の遵守と社会常識に即した適正なる事務執行

▶ ア 法規範と社会規範の遵守

- ・事務の執行にあたっては、指定管理者管理運営の基準に示された法令及び藤沢市の例規を遵守し、その内容を十分理解したうえで、適切に対応します。
- ・職場において、法令などの違反行為や違反の可能性がある行為を認識したときは、隠ぺいなどを含め見過ごすことのないよう「公益通報者保護規程」に基づいて適切に対応します。

▶ イ 厳正な公金管理

施設使用料や事業参加費などの現金（公金）の取り扱いに関しては「現金等収納及び取扱いマニュアル」に基づき、2人以上による確認作業を徹底し、金庫内の現金と現金在高表と照合のうえ、適正に管理します。

▶ ウ 適正な業務執行

コンプライアンスについては、職員のみならず、再委託業者にもそれぞれの業務に求められる法令について仕様書に記載し、関係法令の遵守を徹底します。



②情報管理の徹底

▶ ア 個人情報の適正な管理

公益財団法人として、職員一人ひとりが高い意識を持ち「個人情報の保護に関する法律」及び本財団の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報管理責任者に青少年事業課長、個人情報管理補助者にシステム管理担当を配置し、適正に運用管理します。

情報管理

- ・ 個人情報を管理しているパソコンへのアクセスはパスワードで管理しており、アクセス権限のある職員が操作を行います。パスワードは定期的に変更して情報管理を徹底しています。

情報の収集及び利用

- ・ 業務を適切かつ円滑に遂行するため、個人情報を適正な手段により収集・利用します。収集する場合は、本人にあらかじめ知らせるとともに、目的達成に必要な最小限の情報を収集します。

第三者への提供

- ・ 法令に定められている場合や本財団理事会で情報提供することが適当であると承認された場合を除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

開示・訂正

- ・ 個人情報の開示・訂正などを求められた場合は、法令・本財団の規程に基づき、適切に対応します。

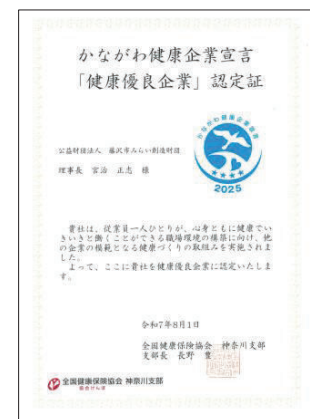
▶ イ 適正な情報セキュリティ対策

- ・ 重要な情報資源としての電子データは、本財団独自のデータサーバーに保存していますが、クラウドサーバー化など、より安全なデータ保存方法と情報管理の強化にも取り組みます。
- ・ 情報セキュリティ対策の重要性を職員一人ひとりが認識する研修を行い、適正に情報を取り扱い、管理する意識と行動を徹底します。
- ・ 「個人情報取扱事業者保険」に加入し、万が一、本財団が管理する個人情報が不正アクセスなどにより、漏洩した場合に生じる賠償責任や各種対応費用の負担に備えます。

③労働関係法令の遵守と「健康経営」の推進

▶ ア 労働関係法令を遵守した労働条件・環境の維持、向上

- ・ 「労働基準法」をはじめ、「労働安全衛生法」や「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」などの労働関係法令を遵守した就業規程と、その他関係規程を整備しています。今後も職員誰もが安心して働くことができる労働条件と労働環境の維持、向上に努めます。
- ・ 職員一人ひとりが、心身ともに健やかに働くことができる職場環境をめざし、全国健康保険協会神奈川支部より認定される「かながわ健康企業宣言」の「健康優良企業」認定において、本財団は現在4つ星を取得しています。
- ・ 指定管理期間において、最高位の5つ星認定証の取得に向けて、引き続き職員の健康づくりに取り組みます。



かながわ健康企業宣言認定証

▶ イ ハラスメント防止対策

- ・ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどをはじめとする各種ハラスメントは、職員の勤労意欲を低下させるとともに、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることから、本財団「コンプライアンス委員会」を中心とした意識啓発・防止対策の取組を進めます。
- ・ 継続した悪質なクレームは、職員に過度なストレスを与えるとともに、通常業務に支障を生じさせる懸念があるため、カスタマーハラスメント防止対策の取組を進めます。



▶ ウ 育児・介護休業法への対応

令和6年5月に改正された「育児・介護休業法」による、育児期の「柔軟な働き方を実現するための措置」の導入が義務付けられることにともない、本財団でも各種措置を導入し、仕事との両立を支援できる職場環境を整えます。

④信頼される市民対応

▶ ア 誠実かつ公平・公正な市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団だけではなく藤沢市全体への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を行うとともに、市民からの意見や相談、苦情などについては、プライオリティを高め、常に市民の立場に立ち、親切丁寧な対応を心がけます。

▶ イ 反社会的勢力との関係断絶及び不当要求行為などへの対応

- ・反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ・本財団への要望や苦情が、暴力や脅迫を伴う不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合には「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然とした態度で対応します。
- ・新たな管理責任者が着任した際には「不当要求防止責任者講習」を受講します。



不当要求防止責任者選任事務所



(3)財務面の健全性・安定性

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有しています。

①過去3か年の財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 資産の部			
流動資産	481,722	604,594	597,773
固定資産	1,397,448	1,441,243	1,473,939
資産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712
2 負債の部			
流動負債	420,988	395,730	336,150
固定負債	602,121	626,026	685,339
負債合計	1,023,109	1,021,756	1,021,489
3 正味財産の部			
一般正味財産	448,618	581,521	614,348
指定正味財産	407,443	442,560	435,875
正味財産合計	856,061	1,024,081	1,050,223
負債及び正味財産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712

正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 収益	3,133,830	3,321,272	3,436,440
2 費用	3,189,991	3,148,362	3,405,123
3 法人税・住民税及び事業税	70	4,890	5,175
【当期正味財産増減額】	△ 56,231	168,020	26,142
【正味財産期首残高】	912,292	856,061	1,024,081
【正味財産期末残高】	856,061	1,024,081	1,050,223

②財務分析表(安全性分析)

財務分析表

財務指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動比率	114.4%	152.8%	177.8%
負債比率	119.5%	99.8%	97.3%
固定長期適合率	95.8%	87.3%	84.9%
自己資本比率	45.6%	50.1%	50.7%

■流動比率【(流動資産÷流動負債)×100%】

短期的な支払い能力を示す。この数字が高いほど財務の短期安全性が高く、一般的には**100%以上**が望ましい。

■負債比率【(負債÷正味財産)×100%】

正味財産に対する負債の割合を示す。この数字が低いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的には**100%未満**が望ましい。

■固定長期適合率【(固定資産÷(正味財産+固定負債)×100%】

正味財産と固定負債の合計額に対する固定資産の割合を示す。この数字が低いほど財務の長期的安全性が高く、**100%未満**が望ましい。

■自己資本比率【(正味財産÷総資産)×100%】

総資産に占める正味財産の割合を示す。この数字が高いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的に**30%以上**が望ましい。



③安定した財務基盤の確立

▶ ア コスト意識及び経営感覚の醸成

事業の企画及び実施にあたっては、間接費用を含めた費用と収益性を意識して取り組みます。

▶ イ 現場目線の事務改善(効率性の確保)

業務執行においては満足度の向上やニーズの反映とともに事業の有効性への意識が必要です。そのために、個々の職員が現場目線から問題意識を持ち、スクラップ＆ビルドなどの視点での改革や積極的な新たな自主財源獲得を進めます。

▶ ウ 収支の適正化

「適正な収入を得て適正な支出をする」ことを念頭に、必要経費に見合った収入であるか、収入規模に応じた事業規模であるか等を検証し、より実質的な収支均衡を保っていくよう努めます。

▶ エ 業務の効率化

生産性を向上させ、職員の負担軽減にもつながる業務の効率化を進めるため、柔軟な発想や意識改革による業務手法の改善の促進とともに、新たな技術等を効果的に活用していきます。

▶ オ 新たな公益法人会計基準の理解及びより効果的な財政運営への活用

認定法の改正により自由度が増している収支相償原則などの趣旨を理解し、より効果的な財務運営につながるよう活用していくとともに、引き続き赤字を抑える経営努力が不可欠であるということを組織目線として取り組んでいきます。



(4)管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、青少年団体、青少年育成団体と行政との橋渡し役（パイプ役）を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設
平成17年度～平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
平成20年度～平成24年度	5年	藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 辻堂砂山児童館 辻堂児童館 石川児童館 鵜洋児童館
平成25年度～平成29年度	5年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 長後子どもの家 片瀬子どもの家 鵜南子どもの家 羽鳥子どもの家 八松子どもの家 中里子どもの家 本町子どもの家 藤沢子どもの家 秋葉台子どもの家 鵜沼子どもの家 高谷子どもの家 大越子どもの家 俣野子どもの家 大庭子どもの家 村岡子どもの家 六会子どもの家
平成30年度～令和4年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 辻堂砂山児童館 辻堂児童館 石川児童館 鵜洋児童館
令和5年度～令和7年度	3年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 長後子どもの家 片瀬子どもの家 鵜南子どもの家 羽鳥子どもの家 八松子どもの家 中里子どもの家 本町子どもの家 藤沢子どもの家 秋葉台子どもの家 鵜沼子どもの家 高谷子どもの家 大越子どもの家 俣野子どもの家 大庭子どもの家 村岡子どもの家 六会子どもの家
		藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森

※ 平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営。

※ 村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日までの期間、管理運営実績なし。

※ 平成31年4月1日から藤沢子どもの家がF プレイスへ移転。

※ 令和3年4月1日に大道子どもの家が新設され、同年4月より管理運営。



地域に愛され期待される施設、期待に応えるこどもの居場所をめざします。

- 何度も足を運んでもらえるよう施設の安全、安心な居心地の良さを追求します。
- 利用者から意見を聴き、フィードバックしていくことで、利用者の拡大と施設利用の促進を図ります。
- 平等・公平性を重視し、透明性の高い施設運営をめざします。

(1)施設利用の促進

本財団は、少年の森の指定管理者としてこれまで取り組んできた実績を基に、地域との連携・協働をさらに深め、利用者にとって「イイ場所」とするために利便性の向上及び利用者の興味を引きつける事業などを積極的に展開することで、さらなる施設利用の促進をめざします。

少年の森を「地域全体で育てる場」として発展させ、さらなる施設利用の促進と未来を担うこどもたちの健やかな成長に貢献してまいります。

①地域・市民に愛される少年の森

▶ ア 自然を生かした自由な遊び(プレーパーク)

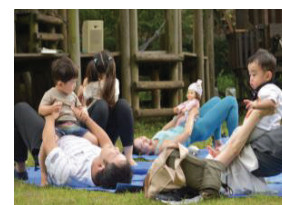
- ・ プレーパーク（自由な遊び場）はこどもたちが自由に遊べることを目的とし、自然素材や廃材を生かし、工作や火おこし体験など「**自分の責任で自由に遊ぶ**」という理念のもと、創造性や協調性を育む場を提供します。
- ・ ボランティア団体が運営するプレーパークも引き続き実施し、こどもたちが「やってみたいこと」に挑戦し成長することを目的にするとともに平日の利用者の拡大に努めます。



プレーパーク

▶ イ スケールメリットを生かした事業展開

本財団のスケールメリットを最大限に生かし、芸術文化事業課及びスポーツ事業課と連携・協働した複合的な事業を展開してまいります。主な事業としては、**自然の音に包まれて楽しむ「森の音楽会」**や**親子で参加できる「親子ヨガ」**など、少年の森の豊かな自然環境を舞台に、心身のリフレッシュと地域交流を促進します。



親子ヨガ

▶ ウ 少年の森「写真展」及び「昆虫標本の展示」

- ・ 少年の森の自然の中で暮らす昆虫、植物、鳥などといった生物の紹介や少年の森で遊ぶこどもたちの様々な姿を写真におさめ、展示する「**写真展**」を令和5年度から実施してきました。
- ・ R7年には**藤沢市役所本庁舎5階市民ラウンジ**にて実施しました。今後も広く市民の皆様へ施設をご利用いただけるよう、様々な場所で実施に向けて調整を図ります。
- ・ 少年の森には多くの昆虫や生き物が生息しています。こどもたちに人気のクワガタやカブトムシ、トンボや蝶などを標本にし、生態系のつながりや生命の尊さ、思いやりの心を育む場を提供します。



藤沢市役所本庁舎5階市民ラウンジ

▶ エ 施設共用時間の拡大

7月、8月、9月の3ヵ月間は日照時間が長いこと、利用者の満足度向上を目的として、**開園時間を通常の16時30分から17時までに延長**し、より多くの方に利用していただけるよう努めます。



▶ オ テントサイト利用の拡充

年間を通してテントサイトの稼働率を高め、施設の有効活用を図るため、**家族単位でテントに宿泊できる「持ち込みテント泊」を実施**しています。これにより、夏季以外ほとんど利用がなかったテントサイトを、季節を問わず活用できる環境を整え、稼働率の向上をめざします。



▶ カ 遠藤笹窪谷公園との連携

藤沢市の北西部に位置する市内3大谷戸のひとつ「遠藤笹窪谷」に「遠藤笹窪谷公園」が令和4年度に開園されています。**生物多様性**の重要性を掲げており、その公園管理者と北部の自然環境に寄与すること、また**双方の利用促進を図るため連携**を進めてきました。引き続き遠藤笹窪谷公園指定管理者と関係を密にし、連携を図ります。



遠藤笹窪谷公園

▶ キ ボランティアチームとの連携

- ・ **少年の森だいきりクラブ**はR4年に発足のボランティアチームです。会員の多くは少年の森の利用者や事業の参加家族で様々な少年の森事業のサポートをしていただいています。年1回、少年の森だいきりクラブ主催の事業も実施しており企画、運営も行っています。また、事業部隊・雑木林遊び場部隊・プレーパーク部隊に分かれており、事業部隊の活動が主になっています。今後は他の部隊の活動も進めていけるよう人材の確保にも努めてまいります。



少年の森だいきりクラブ
主催事業

②利用者の手に届く広報活動

▶ ア 季刊誌の発行

- ・ 本財団では、青少年・スポーツ・芸術文化の各分野の記事を盛り込んだ**季刊誌**を年4回発行しており、少年の森の情報提供に努めます。
- ・ これまで特定の分野を愛好していた市民が、異なる分野の記事に触れることで関心を持ち、各分野の新たな愛好者へつながることが期待されます。
- ・ 季刊誌は多くの方が目にすることができるよう、**Web上に掲載**するとともに、待ち時間などに手に取りやすい施設については、**印刷物として約16,000部（年4回×4,000部）**を配架しています。

【主な配架施設】

本財団管理施設、藤沢市役所、市内各市民センター、市内各図書館、市内小田急線各駅 など



財団季刊誌
「Fujisawa MIRAI.net」



▶ イ 広報媒体の活用

- ・ より多くの市民にご利用いただけるよう藤沢市の**広報媒体（広報ふじさわ）**に加え、地域への**年間事業案内**やチラシ配布など多様な手段で情報発信を引き続き行っていきます。施設や事業の魅力をわかりやすく伝え、参加のきっかけづくりを積極的に進めてまいります。
- ・ 特に**御所見地区は全戸配布し（4,473世帯）**、施設の周知と利用促進を引き続き図ってまいります。
- ・ 小中学校への情報提供では、保護者連絡ツール「**すぐーる**」を活用し、教育現場と連携した効果的な案内を行っています。



年間事業案内

▶ ウ「少年の森リーフレット」の発行と配架

- ・ 少年の森の利用方法や注意事項、また少年の森の場所や連絡先などを掲載した「**少年の森リーフレット**」を発行しています。
- ・ 「少年の森リーフレット」は本財団が管理運営する施設・関係団体管理施設等に配架します。



▶ エ SNS等を活用したタイムリーな情報発信・提供

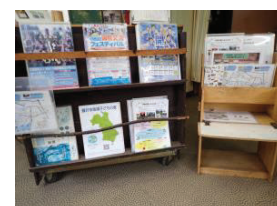
- ・ 利用者が求める最新の情報を迅速かつ正確に届けるため、従来の広報媒体に加え、現代の主要ツールであるSNSなど（LINE・X・ブログ等）を積極的に活用していきます。これにより、施設や事業の最新情報をタイムリーに発信し、多くの市民がリアルタイムで情報を得られる環境を整えます。
- ・ 発信する内容は、事業開催情報や募集案内、宿泊、デイキャンプの申込開始日程など、利用者にとって必要性の高い情報を中心に行っていきます。また、財団ホームページでは宿泊やグラウンドの空き状況が一目でわかるようにし、計画的な利用の支援を行っていきます。
- ・ 事業案内や開催報告、季節ごとの施設の様子は「**もーりーブログ**」を通じて発信し、地域と施設をつなぐ情報プラットフォームとしての役割を果たしていきます。



もーりーブログ

▶ オ 財団のスケールメリット生かした広報活動

- ・ 本財団が管理運営する青少年施設やスポーツ施設のほか、関連する各種団体と連携し、相互の強みを生かした広報活動を展開します。具体的には少年の森パンフレットや事業チラシの配架に加え、ほかの青少年団体の情報も積極的に掲載することで、幅広い青少年育成事業の周知と相互利用の促進を図ります。
- ・ スケールメリットを最大限に発揮し、単なる情報発信にとどまらず、**地域全体を巻き込んだ「横断型の広報ネットワーク」を形成すること**をめざします。これにより、各施設・団体の活動が相互に補完し合い、地域のこどもたちや保護者にとって身近で魅力的な情報源となることをめざします。



チラシ等を配架

▶ カ マスコットキャラクター「みらぞう」を活用した案内及び施設づくり

本財団**公式マスコットキャラクター「みらぞう」**は本財団発足記念フェスティバルを契機に誕生しました。施設内の案内掲示物等に「みらぞう」を活用することで、こどもが親しみやすい環境づくりに努めます。



公式マスコット「みらぞう」

笑顔あふれるみらいを
応援します



(2)サービスの向上

これまで多くの利用者から好評を得てきた事業を継続するとともに、時代や社会の変化に対応したサービスの提供を積極的に取り組みます。

また「**こどもまんなか社会**」の理念を踏まえ、こどもたちの声や意見を丁寧に聞き取り、施設運営や事業計画に反映させることで、より利用者に寄り添った運営をめざします。

さらに、保護者や地域、団体との連携を深め、多世代がともに学び、遊び、育ち合える環境を整えることで、少年の森の価値と魅力を一層高め、持続可能なサービスの向上に努めます。

①閉園イベントの開催

1980年（昭和55年）に開園した「少年の森」は、2028年3月をもって一度その幕を閉じます。48年間にわたり、利用者はもちろんのこと、地域のこどもたち、保護者、青少年団体、多くのボランティアや関係者の皆さまに支えられてきたことに、改めて感謝の気持ちを伝えるため、**閉園イベント「（仮称）ありがとう少年の森」**を開催します。

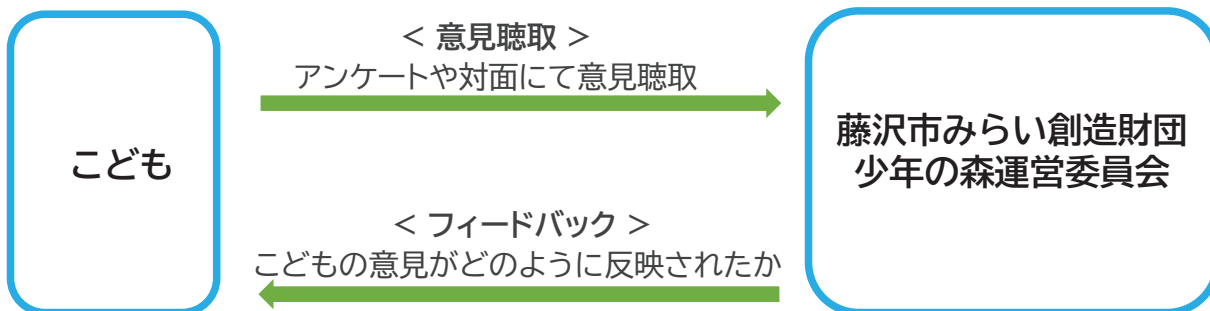
さらに、閉園という節目を単なる終わりではなく「次のステップへの架け橋」と捉え、新たな自然体験や学びの拠点づくりへの希望を示すイベントとして位置づけます。



イメージ

②こどもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施

少年の森の「こどもが集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用する**こども**や**近隣の小学校からアンケートや対話を通じて広く意見を聴取**し、そうしたこどもの意見や声を各運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、フィードバックします。



③物品販売

- ・少年の森での活動や宿泊に必要となる物品を幅広く取り揃え、参加者が快適に過ごせる環境づくりをめざします。
- ・具体的には、虫よけスプレーやお菓子類、野外炊事で使用する軍手・調理用具・洗剤・クレンザーなど、現場で役立つ日用品や消耗品を中心に販売を充実させます。
- ・利用者のニーズを反映した新商品の導入や季節・イベントに応じた品揃えにより、満足度の向上を図ります。



物品販売



④無料貸出おもちゃ

- ・家族連れやこどもたちが気軽に楽しめるよう、無料の貸出おもちゃを常備し、手ぶらで来園しても充実した時間を過ごせる環境づくりを進めます。
- ・貸出おもちゃの種類は、「バドミントンや卓球、竹馬」などのアクティブに遊べるものから、小さなおこさまが楽しめる「ストライダー、幼児三輪車」など、幅広く用意し多様な年齢層に対応します。
- ・使用頻度の高い既存のおもちゃについては、不足が出ないように適正な数を確保し、破損や劣化があれば迅速に修理・更新することで、常に安心して利用できる状態を維持します。
- ・利用者からの意見やニーズを取り入れ、新しい種類の貸出おもちゃの導入も検討し、より楽しく充実した遊びの場を提供していきます。



無料貸出おもちゃ

⑤有料レンタルサービス

- ・利用者がより快適に野外活動を楽しめるよう、ワンタッチテントやキャンプテーブル、虫取りグッズなどの有料レンタルサービスを継続して実施します。
- ・「あったら便利」をコンセプトに、手ぶらで来園してもアウトドア体験ができる環境を整備し、初心者からリピーターまで幅広い層に対応します。
- ・レンタル用品は清潔さと安全性を重視し、使用後の点検やメンテナンスを徹底することで、安心して利用できる状態を維持します。



有料レンタル

⑥キャッシュレス決済対応自動販売機の設置

- ・利用者や近隣住民の利便性を高めるため、清涼飲料水やアイスクリームなどの自動販売機を継続して設置し、利便性向上を図ります。
- ・自動販売機の設置に伴い、販売手数料を徴収し、施設運営費に充当することで、持続的な運営基盤の強化にもつなげます。
- ・自動販売機はキャッシュレス決済対応機種を継続し、現金を持たない利用者や観光客でもスムーズに利用できる環境を整備します。また、リサイクル回収機能付きのボックスを設置しSDGsの取組にも努めます。
- ・季節や利用状況に応じて取扱商品のバリエーションを見直し、利用者のニーズを反映したラインナップを提供することで、利便性と満足度のさらなる向上をめざします。



自動販売機

⑦フリースクールへの支援

- ・不登校児童・生徒が増加している社会的背景を踏まえ、学校以外で安心して学べる居場所の提供をめざします。また、「**気になるこども**」へ個々の気持ちに寄り添えるよう関わりを大切にします。
- ・少年の森の豊かな自然環境を生かし、多様な学びや体験活動を通じて、こどもたちが自己肯定や社会とのつながりを回復できる機会を創出します。
- ・保護者や地域ボランティアとの協力体制を整え、継続的に利用できる仕組みを確立し、社会全体でこどもたちを支えるネットワークの形成をめざします。





⑧「こどもまんなか応援サポーター」としての意識向上とアクションの展開

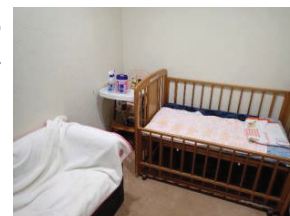
- ・本財団はこども家庭庁が示す「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、「こどもまんなかアクション」を意識した事業の展開に取り組んでいます。
- ・少年の森職員、少年の森運営委員会が一体となって「こどもまんなか応援サポーター」としての自覚と意識向上に努めます。
- ・「こどもまんなか応援サポーター宣言」を施設に掲示し、利用者に理解と安心感を持っていただくよう努めます。



本財団・オリジナルマーク
「こども家庭庁」承認

⑨授乳室の設置

乳幼児連れの方が快適に施設を利用していただけるよう、施設内に授乳やおむつ替えができる安全・安心な空間を提供し、より優しい施設づくりに努めます。



⑩財団ホームページの全面リニューアル

- ・スマートフォンからの利用を前提に設計し、**検索窓やボタンの配置を最適化し、直感的に操作できるシンプルな画面デザイン**にします。パソコンやタブレットからも快適に閲覧できます。
- ・誰にでもやさしいユニバーサルメニューにより必要な情報を体系的に整理し、情報へのアクセスをわかりやすく改善します。バリアフリーの観点から「**みんなが使いやすい**」ホームページをめざします。
- ・財団の特色ある取組や地域の情報を積極的に紹介し、魅力的な情報発信を行います。
- ・広告バナーを設置し、地域企業や団体の広告を掲載することで、収益化を図り財源確保に努めます。また、**地域の魅力発信や連携強化**にもつなげ、ホームページ運営の安定化と持続的な情報発信を可能にする施策として位置づけます。



(3) 平等な利用の確保

公共施設の管理者として、市の施策を遵守し、特定の団体や個人に不公平が生じないよう公正な施設運営に努めます。さらに、誰もが安心して施設を利用し、事業に参加できるよう、利用者の立場に立って「安全・安心・快適」な環境を整え、管理者としての責務を果たしてまいります。

① 誰もが平等に利用できる施設運営

▶ ア 公共性・公平性保持に関する条例の理解

「地方自治法」をはじめ、「**藤沢市少年の森条例**」「**藤沢市少年の森条例施行規則**」、その他関係法令を正しく理解し、適正な利用許可や平等な利用調整を行う実務研修（OJT）などを実施します。

▶ イ 人権尊重の取組

- ・全職員を対象とした人権問題に関する専門研修を実施します。
- ・「**障害者差別解消法**」、「**藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消に関する対応要領**」において、障がい者が感じる障壁の排除など合理的な配慮が事業者の義務になっています。
- ・本財団においても、全職員に対してぬくもりある接遇を徹底し、全ての利用者を区別することがないサービスと情報提供を図ります。



専門研修(バリアフリー研修)

▶ ウ 公共サービス事業者としての職員研修

- ・指定管理者セミナーに参加するなど、サービスの公平性を保つ取組を積極的に行います。
- ・職員が適切な対応ができるよう、全職員を対象に**接遇研修**を定期的の実施します。
- ・藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、市の方針・計画などについて藤沢市職員と共通認識を持った対応に努めます。
- ・近年カスタマーハラスメントによる職員の心理的負担の軽減が求められていることから、本財団においても「カスタマーハラスメント対応研修」を新たに実施し、利用者からの不当なクレーム等については、組織として毅然とした対応に努めます。
- ・利用者が気持ち良く施設を利用いただけるよう、利用者対応に関する研修を実施し、市民から愛される施設をめざします。



接遇研修

▶ エ 反社会的組織への対応

施設の平等・公平な利用確保のために神奈川県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団追放ステッカー」の掲示や対策研修を実施し、反社会的組織の介入を抑止します。

▶ オ LGBTQ+ (性的マイノリティ)への理解

- ・セクシュアリティの多様性を理解するため、正しい知識を入手し、職員で共有します。
- ・施設的环境整備として、多目的トイレの柔軟な活用など、今後も多様な方々が利用できる施設運営に努めます。



正しい知識を入手、共有



②誰もが利用しやすい環境づくり

- ・施設を訪れる**すべての人にとって利用しやすい環境づくり**に努めます。
- ・多目的トイレ（みんなのトイレ）等、施設内にユニバーサルデザインを取り入れます。
- ・「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、筆談による対応、藤沢市と連携した手話通訳者の配置など可能な限り対応に努めます。
- ・話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある利用者のコミュニケーション支援のツールとして「**コミュニケーション支援ボード**」を窓口に設置します。



コミュニケーション支援ボード

③事業申込の公平性

- ・各種事業やイベント事業の**申込受付について公平性**を確保いたします。
- ・「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がいのある方々に対する合理的配慮として、FAXによる申込も受け付けます。

④就学援助世帯への支援

ひとりでも多くのこどもたちに、平等に学びと成長の機会を提供するため、体験活動の参加の場を広げます。藤沢市教育委員会の就学援助制度を基準とし、**就学援助世帯を対象に参加費を減額**し、家庭の負担軽減を図ります。

⑤誰もが参加できる機会の提供

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を基に、青少年はもとより、障がいの有無に関わらず、あらゆる人々の能力と個性を発揮する場として、事業参画の機会を設けます。



多様性の理解



(4)利用者意見等の把握

事業実施時のアンケートや満足度調査、意見箱などを通じて利用者の声やニーズの把握・分析を行い、適切な施設運営と事業展開に生かしてサービスの質向上に努めます。また、青少年育成委員会や地域関係者と課題を共有し、今後の運営に反映します。

①利用者アンケート等の実施

▶ ア 利用者の声と満足度の収集

利用者から寄せられる大切なご意見やご要望は、施設運営の質を高める貴重な資源と捉えています。アンケートやヒヤリング、日々の会話など様々な手法を活用し、積極的に声の収集に努めます。また、収集した内容は、利用者の視点に立って丁寧に対応するとともに職員全体で共有し、サービス改善や新たな取組に反映させてまいります。

施設利用者 アンケート	■大人、こども利用者を対象に年2回実施 ■施設サービスや管理状況などの満足度を調査
事業参加者 アンケート	■事業終了時に参加者を対象に実施 ■プログラム内容などの満足度を調査 ■今後の事業に反映
宿泊 デイキャンプ アンケート	■団体や家族・小グループの利用後に実施 ■施設サービスや管理状況などの満足度を調査
意見提案箱	■気兼ねなく記載できるように受付窓口から離れた場所に意見提案箱を設置 ■回答を要望する方には連絡先を記入していただき職員が回答し、全職員に共有

利用者アンケート

事業アンケート

宿泊アンケート



意見・提案

▶ イ 青少年育成委員会からの意見の反映

市内青少年関係団体の方々で構成する「青少年育成委員会」を設置し、施設運営の現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 学識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課
------	---	---



令和6年度の専門委員会で提言された内容

こどもの貧困対策

子どもたちが「自分の将来を見つめ、夢を抱ける」よう、実施する豊かな体験活動や、多様な人との関わりを活用し、経済的な事情に依らない様々な「選択肢」を子どもたちに示していきます。

- ・体験への参加の機会を広げる
- ・「届く」広報活動
- ・「気になるこども」へのアプローチ

こどもの居場所づくり

学校や家庭とは異なる顔が出せる居心地の良い居場所となるように、こどもの目線に立った施設運営を進めていきます。

- ・安全で楽しいこどもの居場所づくり
- ・安心で心許せる居場所づくり
- ・施設の有効活用

こどもの意見聴取

意見聴取をする際にはこどもから幅広く意見聴取できるよう努めていきます。

- ・意見を引き出す
- ・意見の反映とフィードバック
- ・「こどもがいる」メリットを生かす

▶ ウ 藤沢市少年の森運営委員会からの意見の反映

藤沢市青少年団体、地域関係者が参画した「藤沢市少年の森運営委員会」からの意見や提案などを反映し、地域に密着した施設運営を行います。

少年の森 運営委員会の 構成団体	打戻第一自治会、藤沢市ボーイスカウト連絡会、藤沢市ガールスカウト連絡会、御所見地区青少年育成協力会、藤沢市立御所見中学校、藤沢市立中里小学校、藤沢市青少年活動リーダーバンク、大庭自然探偵団、御所見地区郷土づくり推進会議、御所見まちづくり推進協議会
---------------------------------	--

▶ エ 苦情等への対応

- ・苦情は貴重なご意見と捉え、施設運営の改善に生かします。
- ・利用者対応については、本財団の「コンプライアンス行動指針」に基づき、相手の立場に立って適切に、そして利用者を待たせず、迅速に対応します。
- ・初期対応した職員が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、職員への安全配慮にも努めます。
- ・カスタマーハラスメント対応研修を実施し、利用者に対し、適切な対応を図ります。
- ・利用者以外のニーズ調査についても検討し、少年の森に求められるニーズの調査を図り、施設運営に反映します。

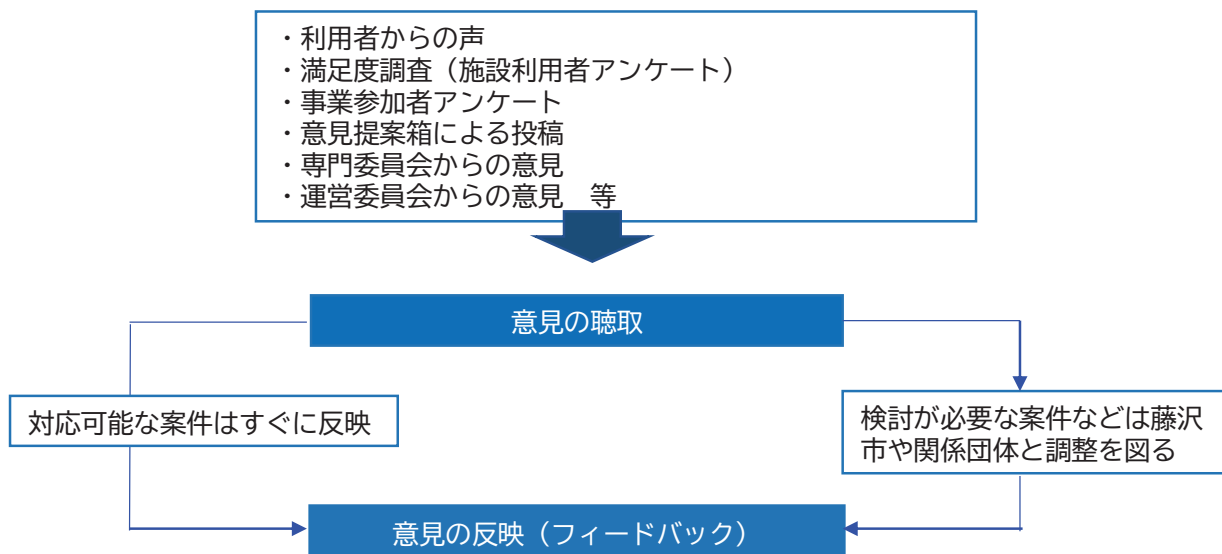
▶ オ 近隣小中学校からの意見聴取

近隣の小中学校からアンケートやヒヤリングを通じて意見を聴取し、教育現場や子どもたちの実情を把握して事業や施設運営に反映させます。これにより、学校教育との連携を深め、地域のニーズに沿った学習や体験活動の充実を図ります。



②意見等の反映(フィードバック)

利用者等からのご意見・ご要望については、その都度施設職員及び運営委員会等で協議し、可能なかぎり早急に**反映（フィードバック）**します。なお、検討が必要な案件については、藤沢市や関係団体と調整を図り、反映できるように努めます。





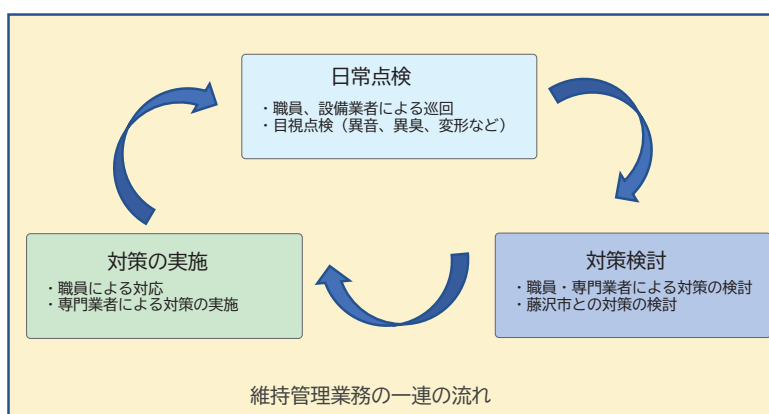
(5)施設・設備の維持管理

利用者が安心安全かつ快適に施設を利用できるよう、職員、専門業者による施設点検、対策の検討、実施というサイクルを計画的に実施できる維持管理体制を構築します。また、施設の経年劣化は著しく、建物及び設備の劣化に対して日常点検を重点に置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施すことで大規模修繕の抑制、施設の長寿命化を図り**利用者の安全確保**と**経費削減**に努めます。

①施設・設備の維持管理の取組

▶ ア 長寿命化への取組

- ・施設利用に大きく影響する「**大規模修繕**」や「**改修**」などの案件は、利用者の安全確保と快適な環境維持に不可欠です。藤沢市に速やかに報告し、協議する中で必要な提案を行います。
- ・藤沢市が実施する工事にあたっては、利用者周知をはじめ、必要な連絡調整などに協力します。



▶ イ 職員による安全管理

- ・施設の安全性を確保するため、日常的な維持管理業務を職員が主体となって実施します。
- ・破損や劣化などの小さな箇所については、職員が迅速に補修し、事故やトラブルを未然に防ぎます。
- ・樹木や草花の剪定、除草、清掃などを計画的に行い、常に快適で安全な環境を維持します。草刈りや高所での作業などは、労働安全教育を受けた職員が安全管理の基準を遵守して実施します。



職員による軽微修繕

▶ ウ 専門業者による安全管理

- ・専門業者による計画的な施設点検を行い、老朽化や劣化の進行、不具合の有無を詳細に確認します。危険箇所は優先度を設定し、利用者の安全を確保するための改善計画を策定します。
- ・点検で発見された不具合や潜在的なリスクは、専門業者の判断により適切な方法で補修・交換を実施します。
- ・大がかりな修繕などは藤沢市と協議し、安全性を最優先にした対応を図ります。必要に応じて利用者への事前案内や安全周知も行います。



専門業者による修繕



▶ エ 専門業者による設備点検

施設の安全性と機能性を長期的に維持するため、専門業者による計画的な設備点検を実施します。専門的な知識と技術を活用し、日常点検では発見が難しい不具合や潜在的リスクを早期に把握することで事故やトラブルを未然に防ぎます。

▶ オ チームFUJISAWA2020との連携

チームFUJISAWA2020に登録し、少年の森の事業や日常業務などに興味のある方をボランティアとして募っています。現在までに数名の方が興味を持ち、通常業務や事業へのお手伝いとして活動しています。今後も受入れ体制を整えて準備します。



▶ カ 誰もが安心できる安全の確保

- ・施設を利用するすべての人々が、安心して快適に過ごせる環境を維持することを最優先とします。そのため、日常点検から専門業者による精密な診断まで多層的な安全管理体制を整え、事故やトラブルを未然に防ぎます。
- ・再委託業者は、事故のない施設管理を目標に日々の業務を行います。

▶ キ 備品の管理

- ・備品台帳を作成し、データ化することで一括管理し、経過年数・修繕履歴等を把握します。
- ・施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの縮減をめざします。
- ・必要に応じて備品の修繕等を実施するほか、現状や経過年数を考慮したうえで、備品の購入、廃棄を行います。





安全・安心な施設運営への防犯・防災対策に取り組めます。

- 藤沢市の防犯ガイドラインと防災計画に準じた独自のマニュアルを策定しています。
- 警察や消防などと協働・連携した取組を継続して実施し、併せて市民へ啓発を行います。
- 緊急時を想定した訓練を継続的に実施し、万全を期した体制を維持します。

(1)防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と、火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を作成し、防犯・防災に対する体制を確立します。

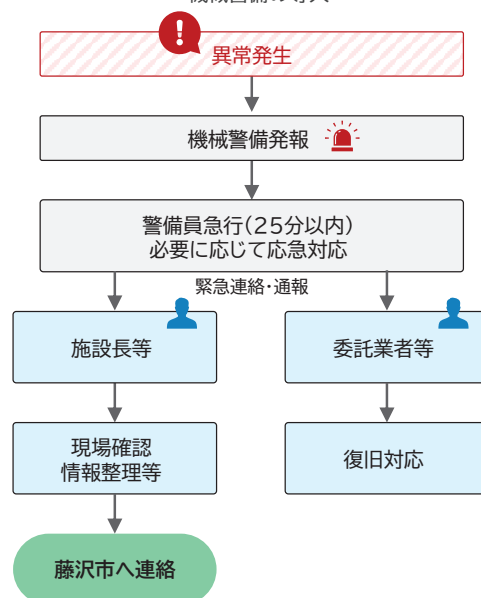
①防犯対策

▶ ア 藤沢市のガイドラインに基づく防犯への取組

- ・「藤沢市公共施設等に関する防犯上のガイドライン」、
「ふじさわ防犯ハンドブック」に準じ「犯罪機会論」に基づいた防犯体制の構築に取り組めます。
- ・「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた
「危機管理マニュアル」を職員で共有し、事件発生時の対応や通報・連絡体制を整備することで犯罪防止の強化を図ります。
- ・日頃から不審者や不審物に気を配り、少しでも違和感などを感じた場合には、情報を共有し、早期に声かけや110番通報ができる体制を整えます。
- ・施設内の見まわりを実施し、防犯に努めます。
- ・施設が「こども110番」に登録されており、地域の安全な場所としての役割を果たします。
- ・宿泊施設を管理しているため年に2回の避難誘導訓練を実施します。
- ・利用者と職員、ボランティアの安全を確保するため、事件発生時にボタン一つで警備会社に通報できる緊急通報システムを取り入れます。
- ・夜間や閉館時については警備会社へ機械警備を委託し、事件発生時の対応や通報・連絡体制を整備することで犯罪防止の強化を図ります。



機械警備の導入



夜間、閉館時の連絡体制

▶ イ 警察と連携した防犯への取組

不審者目撃の情報提供や施設へのいたずら被害などがあつた際には、職員間で共有、迅速で的確な判断を行い、必要に応じて直ちに警察へ通報し、協力を要請します。



②防災への取組と対策

▶ ア 消防・防災計画に基づく訓練や点検の実施

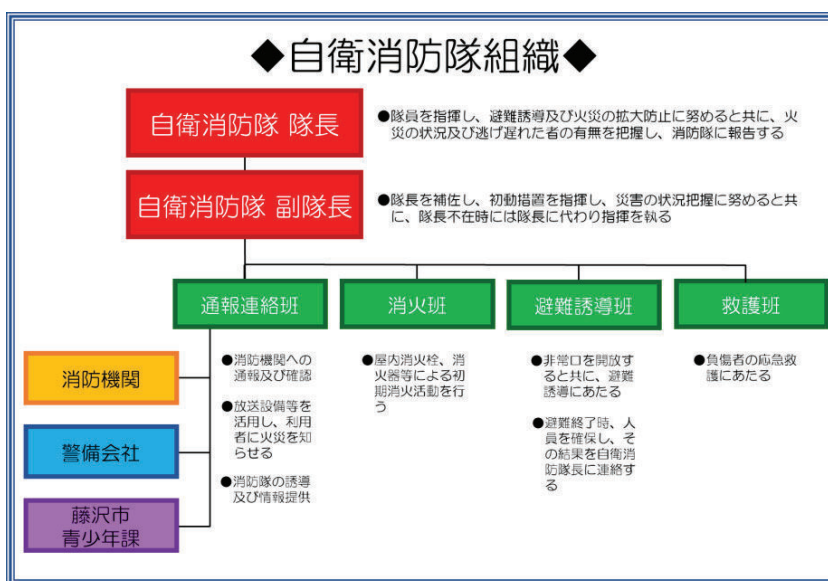
- ・「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた「**危機管理マニュアル**」を職員で共有し、火災発生時に即時対応できるように努めます。
- ・「危機管理マニュアル」及び消防計画に基づき、**消防避難誘導訓練**を実施します。
- ・職員は、消防局の**普通救命講習会**に参加して緊急時に備えます。
- ・職員は**財団防災計画**に基づき、大規模災害を想定した**非常参集訓練**や情報伝達訓練を実施します。



消火器訓練

▶ イ 自衛消防隊の組織

- ・施設については消防法に基づき**甲種防火管理者**を配置するとともに、消防計画を作成し、自衛消防隊を編成します。



▶ ウ 防災設備の維持管理・点検

災害発生に施設で迅速かつ適切に施設利用者の安全を確保できるよう、日頃から**救助資材、防災設備や消火器、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理**を行います。法定点検のみならず、消防訓練時においても消火器や自動火災報知設備、誘導灯などを点検し、機器・設備を適切に維持管理します。また法令に基づき**専門業者による定期的な点検**を行い、点検結果を消防署へ届け出ています。



AED

▶ エ 危機管理マニュアルの共有と改定

既存の危機管理マニュアルを全員に改めて共有し、日常的に活用できる実践的な内容となるよう見直しを行います。とくに、避難誘導、連絡体制、備蓄品の確認・管理、災害時におけるこども・若者への心理的サポートなど、現場に即した行動指針を明確化します。さらに、近年増加する異常気象に対応できるよう、熱中症や豪雨による浸水被害対応などを新たに盛り込み、現状に即した形で改訂を進めます。



危機管理マニュアル

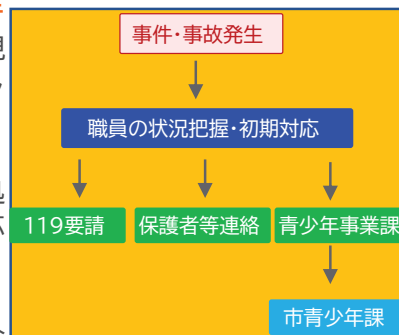


(2)緊急時の対応

危機管理マニュアル等に則し、事故や災害を想定した訓練を行い、緊急時に即時行動ができる体制を確立します。

①事故や急病などの緊急時の対応

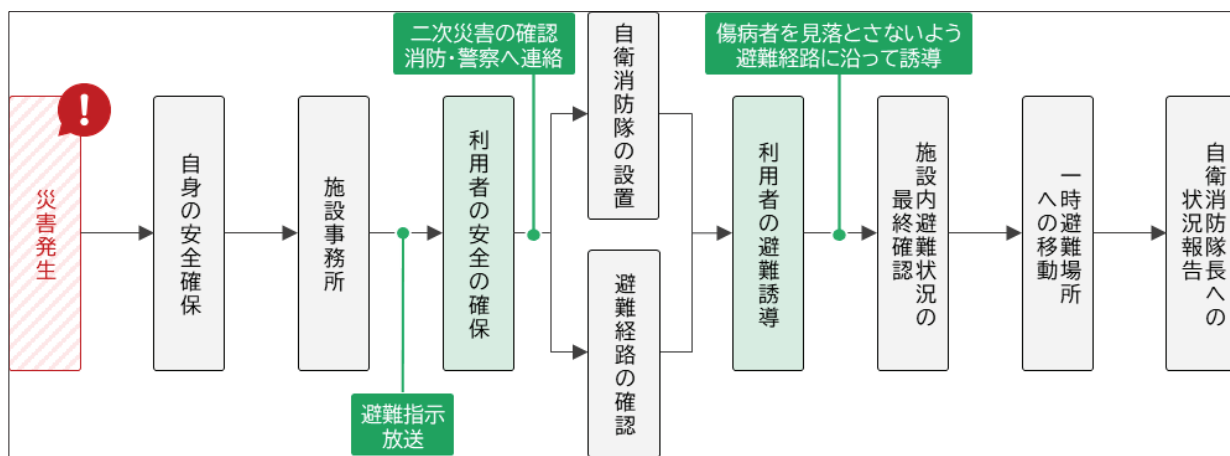
- ・事故による負傷者や急病人が発生した際には、**マニュアルに基づき迅速かつ的確に初期対応**を行います。救急車の要請、避難誘導、現場の安全確保などを即座に実施し、状況に応じて適切な判断を下します。併せて、速やかに藤沢市へ事故報告を行い、後の検証により原因を分析し、再発防止のための改善策を講じます。
- ・応急手当については、AEDや救護用資器材を適切に使用し、最善の処置を行うことを徹底します。また、職員全員が緊急時に適切な対応ができるよう、**日常的に救急対応訓練やマニュアルの確認**を行い、実践力を高めます。
- ・緊急事態発生時には二次事故を防ぐことを最優先とし、職場の安全管理を徹底します。発生後は職員間での情報共有を迅速に行い、対応の振り返りを実施することで、組織全体としての危機対応力を継続的に向上させます。



事故発生時の対応フロー

②災害発生時の対応

- ・施設開園中に災害が発生した場合は、危機管理マニュアルに従って行動し、利用者の安全を確保します。
- ・施設の状況を藤沢市へ報告するとともに、本財団でも情報収集にあたり、各施設と連携を図り、対策を講じます。
- ・気象警報発令時やその他の災害の発生が予想される場合は、**藤沢市防災配備体制に準じ、本財団も配備体制**を敷き、利用者・市民の安全や施設の維持管理に努めます。
- ・災害の状況により、藤沢市が避難施設などを開設する場合には、施設の役割を適切に果たすため、市職員をサポートします。
- ・防災、危機管理について策定している「危機管理」などのマニュアルに基づき、利用者・市民、職員の安全確保に努めます。



災害発生時フロー

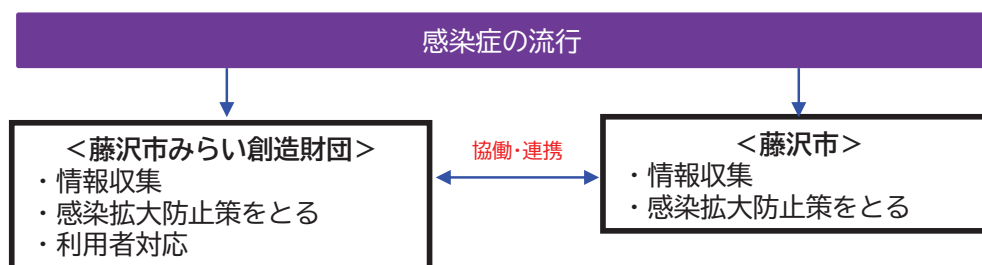


③補償体制

- ・業務遂行又は管理上の不備などに起因する傷害事故や財物損壊が発生し、法律上の損害賠償責任が生じた場合に備え「**指定管理者賠償責任保険**」に加入します。
- ・少年の森だيسきクラブ、チームFUJISAWA2020加入者は傷害保険と損害賠償責任を合わせた「**ボランティア活動保険**」に加入し、事故等発生時に備えます。

④感染症予防対策等について

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、大腸菌0-157、ノロウイルス感染症、結核、マイコプラズマ、手足口病、百日咳等、少年の森利用対象者年齢で発生する**感染症**は各種あります。
- ・感染症が流行した場合には、情報収集に努めるとともに、藤沢市、本財団と協議し、**感染拡大予防対策**を講じます。
- ・常日頃から手洗い・うがいを呼びかけ感染予防に努めます。



感染症発生時の基本的なフローチャート



適正な人員配置と確度の高い予算で安全かつ効果的な運営をめざします。

- 多角的な業務に対応できる職員の育成を図り、適正な人員配置によって施設運営を行っています。
- キャリアに応じた職員をバランス良く配置し、安全・安心な施設づくりに努めています。
- 過去の実績に基づいた効率的な運営で、経費の縮減とサービス向上の両立をめざします。

(1)人員体制

①人員配置

- ・ 特定業務にとらわれることなく、多能的に担当できる職員（マルチスタッフ）の育成を図り、貴重な経営資源である人材を最大限有効に活用し、効率的な職員配置のもと施設運営を行います。
- ・ キャリアに応じた職員をバランスよく配置し、利用者が安全・安心に利用できる施設づくりをめざすとともに、研修計画に基づき職員が向上心を持てるよう配慮し、必要なスキルの習得にもより一層力を入れて取り組みます。

施設名	正規職員	任期付職員	非常勤職員	臨時職員	計
少年の森	2	1	1	24	28

役職	主な担当業務	人数	雇用形態	1週間の勤務時間
所 長	・ 施設全体の管理運営統括 ・ 関係機関との連絡調整総括	1人	正規	38.75h
管理運営担当者	・ 所長の補佐、代行 ・ 施設の管理業務 ・ 事業のコーディネート、実施 ・ 地域、団体との連携	1人	正規	38.75h
管理運営担当者	・ 施設の管理業務 ・ 事業のコーディネート、実施 ・ 広報活動 ・ 軽微な園内管理	1人	任期付	38.75h
少年の森指導員	・ 事業のコーディネート、実施 ・ 広報活動 ・ 軽微な園内管理	1人	専門非常勤	31h
事務員	・ 利用受付、案内業務 ・ 事業の補助 ・ 会計業務補助 ・ 簡易修繕	2人	臨時職員	27.125h ～31h
軽作業員	・ 剪定、草刈り ・ 簡易修繕	1人	臨時職員	19.375h
少年の森指導員	・ 宿泊者対応 ・ 事業のコーディネート、実施 ・ 簡易修繕	19人	臨時職員	7.75h ～15h
夜間宿直員	・ 夜間宿泊者対応	2人	臨時職員	



②研修計画

人材育成においては、**採用時から管理監督者まで経験年数や階層に応じた研修を体系化**し、基本研修・専門研修・マネジメント研修が効率的・効果的に受講できるように努めるとともに、業務に必要な専門的知識・技術を身につける機会を確保します。

財団研修一覧表

研修名	実施回数	対 象	研修名	実施回数	対 象
財団新規採用職員研修	年1回	新採用職員	総括管理委員会全体研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員前期研修	年7回程度	新採用事務職員	コンプライアンス研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員後期研修	年5回程度	新採用事務職員	広報・CI活動推進委員会スキルアップ研修	年2回	広報担当者他
財団事業課間体験研修	各事業課年1回	新採用職員・採用5年目及び10年目職員	会計・財務研修	年1回程度	上級主査・主査職員、経理担当者
藤沢市一般職員一部研修	年7回程度	採用3年目事務職員	情報セキュリティ研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市一般職員二部研修	年7回程度	採用5～6年目事務職員	個人情報保護研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者一部研修	年4回程度	主査昇任職員	接遇研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者二部研修	年5回程度	上級主査昇任職員	緊急時対応教育	年1回	事務職員及び各館長
eラーニング研修(外部オンデマンド視聴研修)	一定期間を定めて対象者が受講	主査以上の昇任者及び新採用職員	普通救命講習Ⅰ	年4日程度	全職員(隔年1回程度)
階層別研修	各年1回	管理職、上級主査、上級主査以下の職員	各種スキルアップ支援研修	随時実施	全職員

少年の森職員研修一覧

研修名	実施回数	対 象
スキルアップ研修	1回	配属職員・新採用
チェンソー・刈払機講習会	1回	配属職員・新採用

(2)収支予算書

①経験・実績を基にした適正で高確度な予算算定と計画的な予算執行管理

- 市民がいつでも安全に施設を利用でき、居心地の良い施設運営をめざすため、長年にわたる指定管理業務の経験と実績を基に、**適正で確度の高い収支予算**を算定しています。
- 最低賃金改定による賃金上昇をはじめ、物価上昇やエネルギー価格高騰など、指定管理期間中の管理運営費の増加が見込まれますが、**過去の実績と今後の予測に基づいた無理と無駄のない予算**を算定し、可能な限りの経費節減を図ります。
- 四半期及び半期など計画的に収支状況の把握に努め、予算が計画通りに執行されているかを確認します。また、安全性や緊急性、市民の利便性などを鑑みて、必要に応じて予算執行計画を変更し、安全で快適な利用し易い施設運営を図ります。

②剰余金の還元による施設の改善・充実

公益財団法人の財務基準(収支相償)や藤沢市の出資法人として公共サービスの担い手の役割の下、収支の適正化と無駄のない予算執行に努めた運営をめざし、これにより捻出した**剰余金の一部は施設や設備の整備などに還元**し、施設の改善、充実を図ります。



■ 藤沢市少年の森収支予算書

(2か年) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	令和8年度	令和9年度	合 計
指定管理料収入	66,744,000	69,588,000	136,332,000
事業参加者負担金収入	936,000	936,000	1,872,000
物品販売事業収入	926,000	926,000	1,852,000
雑収入	13,000	13,000	26,000
収 入 合 計	68,619,000	71,463,000	140,082,000

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目		令和8年度	令和9年度	合 計
給料手当支出		22,949,000	23,290,000	46,239,000
臨時雇賃金支出		11,007,000	11,417,000	22,424,000
福利厚生費支出		4,492,000	4,574,000	9,066,000
人 件 費 計		38,448,000	39,281,000	77,729,000
会議費支出		5,000	5,000	10,000
旅費交通費支出		10,000	10,000	20,000
通信運搬費支出		380,000	380,000	760,000
消耗品費支出		1,719,000	1,725,000	3,444,000
修繕費支出		3,516,000	3,622,000	7,138,000
印刷製本費支出		276,000	331,000	607,000
光熱水料費支出		1,989,000	2,049,000	4,038,000
食糧費支出		48,000	48,000	96,000
燃料費支出		114,000	114,000	228,000
賃借料支出		698,000	654,000	1,352,000
保険料支出		422,000	407,000	829,000
諸謝金支出		1,337,000	1,337,000	2,674,000
負担金支出		25,000	25,000	50,000
委託費支出		6,328,000	8,023,000	14,351,000
手数料支出		3,000	3,000	6,000
広告宣伝費支出		65,000	0	65,000
租税公課支出		3,358,000	3,424,000	6,782,000
物 件 費 計		20,293,000	22,157,000	42,450,000
施 設 管 理 経 費		58,741,000	61,438,000	120,179,000
本部経費	人件費	8,321,000	8,442,000	16,763,000
	物件費	1,557,000	1,583,000	3,140,000
支 出 合 計		68,619,000	71,463,000	140,082,000



■ 藤沢市少年の森収支予算書

(令和8年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	66,744,000	
事業参加者負担金収入	936,000	事業参加費
物品販売事業収入	926,000	自動販売機・物品販売手数料
雑収入	13,000	レンタル料
収 入 合 計	68,619,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	22,949,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
臨時雇賃金支出	11,007,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	4,492,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	38,448,000	
会議費支出	5,000	
旅費交通費支出	10,000	交通費
通信運搬費支出	380,000	電話代、郵便代等
消耗品費支出	1,719,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	3,516,000	施設・備品修繕費
印刷製本費支出	276,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	1,989,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	48,000	事業用食材・講師弁当等
燃料費支出	114,000	ガソリン、オイル
賃借料支出	698,000	コピー機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	422,000	施設賠償保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,337,000	事業協力者謝礼
負担金支出	25,000	職員研修参加費等
委託費支出	6,328,000	園内管理、機械警備、污水处理等
手数料支出	3,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	65,000	
租税公課支出	3,358,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	20,293,000	
施 設 管 理 経 費	58,741,000	
本部経費	人件費	8,321,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当・法定福利等
	物件費	1,557,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 合 計	68,619,000	



■ 藤沢市少年の森収支予算書

(令和9年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	69,588,000	
事業参加者負担金収入	936,000	事業参加費
物品販売事業収入	926,000	自動販売機・物品販売手数料
雑収入	13,000	レンタル料
収 入 合 計	71,463,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	23,290,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
臨時雇賃金支出	11,417,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	4,574,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	39,281,000	
会議費支出	5,000	
旅費交通費支出	10,000	交通費
通信運搬費支出	380,000	電話代、郵便代等
消耗品費支出	1,725,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	3,622,000	施設・備品修繕費
印刷製本費支出	331,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	2,049,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	48,000	事業用食材・講師弁当代等
燃料費支出	114,000	ガソリン、オイル
賃借料支出	654,000	コピー機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	407,000	施設賠償保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,337,000	事業協力者謝礼
負担金支出	25,000	職員研修参加費等
委託費支出	8,023,000	園内管理、機械警備、汚水処理等
手数料支出	3,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	0	
租税公課支出	3,424,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	22,157,000	
施 設 管 理 経 費	61,438,000	
本部経費	人件費	8,442,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当・法定福利等
	物件費	1,583,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 合 計	71,463,000	



(3) 効率的な運営

① 業務の再委託による効率化

施設の機械警備や遊具点検、消防設備点検等の専門的な業務については、専門の業者等に再委託し、効率的な運営を図ります。また、市内業者を優先することで地域経済の活性化を促すとともに、地域を熟知していること、物理的な距離が近いことによる速やかな対応が期待されます。

少年の森

- 管理棟館内清掃業務委託
- 污水处理施設維持管理業務委託
- 消防用設備等点検業務委託
- 園内管理業務委託
- 管理棟機械警備業務委託
- 簡易トイレ汲み取り業務委託
- 簡易水道法定検査業務委託
- 野外炊事場油水分離槽清掃業務委託（2年に1回）
- コピー機保守点検業務委託
- 貯水槽清掃業務委託

再委託業務一覧

② エネルギー・施設管理の取組

▶ ア エネルギー削減等への取組

- ・ SDGsの目標7にある「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」の観点から、これまで指定管理者として取り組んできた節電・節水を継続して実施します。
- ・ 職員の創意工夫により、環境に配慮したEC0活動に積極的に取り組みます。
- ・ これまでのトイレ使用時のみの点灯に加え、今後は施設照明のLED化を進め、エネルギー消費の削減に努めます。



照明の間引き

▶ イ コスト削減・施設管理への取組

- ・ 日常点検により修繕箇所を**早期発見**し、速やかに対応することで修繕費を抑制します。
- ・ 小規模の修繕については、業者に頼ることなく**職員自らで対応することにより経費の削減**を図ります。



職員による散策路杭修繕

▶ ウ ライフサイクルコストの削減

設備や備品について、設置から使用期間を経て廃棄までの段階でかかる経費をトータルで考え、定期的なメンテナンスや初期段階での修繕を行い、設備・備品に関わる総経費を削減します。



▶ Ⅰ 人的資源の有効活用

- ・ 正規職員の配置は必要最小限とし、知識と経験豊富な人材を非常勤職員や臨時職員など多様な雇用形態で採用します。また、大型イベント等の実施時には本財団のスケールメリットを生かし、他課からの応援体制を敷くことで**効率的な人員配置**を行います。
- ・ 職員の資質向上を図り、様々なスキルを身につけることで、事務だけでなく事業等の指導ができるようになるなど、**人的能力向上によるコスト効率化**を図ります。
- ・ 夕方以降に事業やボランティアとの会議等が開催される場合には、始業時間を変更する時差出勤を取り入れ、**柔軟な勤務体制**により、人件費の縮減に努めます。

③ 指定管理料以外の収入源の確保

▶ ア 広告料収入

本財団で発行している、青少年・スポーツ・芸術文化の各分野の記事を盛り込んだ季刊誌「Fujisawa MIRAI.net」に企業広告を掲載しています。また、本財団ホームページにも企業の広告バナーを掲載し、地域の魅力発信や連携強化をするとともに、広告料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。

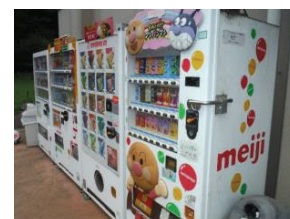


広報誌「Fujisawa MIRAI.net」
企業広告の掲載

財団ホームページ
企業広告バナー

▶ イ 物品販売手数料収入

施設窓口での物品販売、飲料やアイス等の自動販売機の設置により、利用者サービスの向上を図るとともに、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



自動販売機



市の施策を理解し、藤沢らしさを大切にしたまちづくりに貢献します。

- 幅広い分野で藤沢市の計画を理解した取組を実施しています。
- SDGs 17の目標へ向けた取組を施設運営に反映しています。
- DXを推進し、利便性の向上と業務の効率化を図ります。

(1)情報の管理体制

①情報の管理体制

- ・ 職員を対象にした情報セキュリティ研修を実施し、情報管理の意識と行動を徹底するとともに、情報のデジタル化やシステム管理を進め、物理的対策により情報漏洩や紛失などを防止し、適切な情報管理を図ります。
- ・ 業務上の文書については、「藤沢市公文書等の管理に関する条例」に基づき、適正に作成、管理し、文書保存にあたっては藤沢市で運用する「ファイリングシステム」に準拠し、適切に保存します。



徹底した個人情報の管理

②情報公開

情報公開については、「藤沢市情報公開条例」や本財団「情報公開規程」を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適切かつ必要最小限にとどめ、情報公開請求の諾否決定などについては、これらの規程に基づき、適正に取扱います。

③個人情報保護

- ・ 個人情報管理者を配置し、適正かつ厳格に個人情報を取扱い、紛失や改ざん、漏えいなどを防止します。
- ・ 業務上の文書やマイナンバーなどは適正に管理し、退職した職員に対しても守秘義務を課します。
- ・ 責任の所在を明確にし、組織としての体制を強化するため、全職員を対象とした研修（年1回程度）を実施します。
- ・ 事業運営システムを運用するにあたり、個人情報保護の内容などに対して藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ており、今後も安全なシステムの管理運営に努めます。
- ・ 万が一の漏えいの際には「個人情報取扱事業者保険」により対応し、賠償責任や各種対応費用に備えます。



個人情報に関する研修を実施

④情報セキュリティ対策

- ・ パソコンのアクセスはログオンパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定します。また、パスワードについては、**システム管理担当**が適切に管理します。
- ・ USBなどの記録媒体については使用制限をかけ、保存場所についても施錠管理を確実に行います。
- ・ 事業などにおいて収集した個人情報書類を持ち運ぶ際には、管理者へ報告するとともに、屋外などで使用する際には、施錠できるカバンなどに保管します。

⑤情報漏えい時の対応方法

- ・ 万一、情報漏えいが発生したと考えられる場合については、速やかに藤沢市へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- ・ 被害を最小限に抑え、再発を防止する措置をとるとともに、対象者に対し誠意ある対応をします。
- ・ 再発防止策を策定し、藤沢市へ報告のうえ全職員に徹底します。
- ・ 情報漏えいが発生した場合、責任をもって対応できるよう情報漏えい保険に加入します。



(2)SDGsの理解

①SDGsへの理解と取組

本財団は、2022年10月に藤沢市の施策である**ふじさわSDGs共創パートナー制度に登録**し、SDGsの推進と浸透を図り、「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐことに貢献しています。



・ふじさわSDGs共創パートナーの具体的な取組内容

笑顔あふれるみらいを応援します。

地域の方々に協力いただく中で、市内の自然の豊かさを体感できる事業など、様々な体験活動を通じてSDGsの啓発を図り、将来を担う青少年の健全育成を推進します。

全ての職員が安全安心に働くことのできる職場をつくります。

職員の健康づくりやメンタルヘルスについて、組織全体の労働安全衛生委員会において取組を推進します。各職場においては、毎朝**ラジオ体操**を継続して実施します。

資源の節約など、地球環境に配慮した取組を進めます。

本財団と同じく「ふじさわSDGs共創パートナー」である、**学生服リユース業者と連携**し、学生服等の回収を行うとともに、この事業の周知を図っていきます。そのほかにも継続して「SDGsの啓発」、「蛍光灯の段階的なLED化」、「ゴミの分別」、「両面コピー」、「裏紙の再利用」等に取り組めます。



毎朝のラジオ体操



学生服回収BOX

【青少年事業課の具体的な取組内容】



【目標1 貧困をなくそう】

居場所づくりやこども食堂を通じて、こども・若者や社会的弱者を支援し、誰も取り残さない「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいます



【目標3 すべての人に健康と福祉を】

こどもたちの体験活動や学びの場を広げ、心身の成長を支えながら健康と福祉に関する事業に取り組んでいます



【目標4 質の高い教育をみんなに】

こどもから指導者まで成長できる学びの機会を提供し、地域の未来を担う力を育んでいます



【目標5 ジェンダー平等を実現しよう】

ハラスメント対策の推進、DV予防啓発、セクシュアリティの多様性を理解するための研修を実施やすべての人にとって利用しやすい環境づくりを行います



【目標10 人や国の不平等をなくそう】

差別や偏見のない明るい社会の実現のために不平等や差別についての研修の実施や「ハイトスピーチ対策法」、「障害者差別解消法」等に関する啓発活動を実施します



【目標11 住み続けられるまちづくりを】

世代間交流の場となる仕組を作り、実行委員の方たちが企画・運営に携われる委員会を開催することで地域の活性化と青少年健全育成活動の場を提供します



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】

各施設の運営委員会、青少年団体・青少年育成団体、NPO、自治体等、多様なステークホルダーとのパートナーシップを築き、施設運営や事業の企画・実施します

【少年の森における具体的な取組内容】

チームFUJISAWA2020に登録し、少年の森の事業や日常業務などに興味のある方をボランティアとして募っています。現在までに数名の方が興味を持ち、通常業務や事業へのお手伝いとして活動しています。今後も受入れ体制を整えて準備します。



【目標3 すべての人に健康と福祉を】
プレーパーク



【目標3 すべての人に健康と福祉を】
こどもキャンプ



【目標4 質の高い教育をみんなに】
稲作体験学習



【目標4 質の高い教育をみんなに】
森林体験学習



【目標5 ジェンダー平等を実現しよう】
多様性を理解する研修の実施等



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】
運営委員会

②環境への配慮

- ・ 藤沢市が策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、**100%再生可能エネルギー由来の電力**を使用する事業者と契約します。
- ・ 日ごとの状況に合わせたこまめな冷暖房設定の調整や段階的なLED化などを導入することにより**電力の削減**に努めます。
- ・ 土日祝及び利用者が多かった翌日に美化アワーを設定し、**4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進**及び**施設周辺の清掃活動**を行います。



定期的な美化アワー



③障がい者への配慮

▶ ア 障害者差別解消法及び藤沢市の対応要領の理解

- ・「障害者差別解消法」等に基づき、かつ「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいがあることを理由にした「**不当な差別的取扱い**」を**禁止し、障がい者が感じる物理的・心理的な障壁について、合理的配慮**を行います。
- ・「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、誰に対しても相手の立場に立った接遇を心がけます。そして、全職員に「合理的配慮は義務」であることを徹底します。



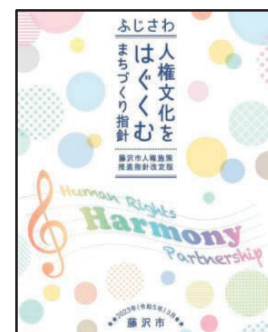
スタッフ研修

▶ イ 具体的な合理的配慮（社会的障壁の除去）

- ・聴覚障がいの方などが、窓口で受付や申込が必要な場合には**筆談や代筆**を行い、親切丁寧に手続きを補助します。また、連絡などのやり取りが必要な場合には、電子メールやFAXを用いて対応します。
- ・社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合には、**実施に伴う負担が過重とならない範囲で全て対応**いたします。負担が大きく、対応が困難な場合には、その理由を丁寧に分かりやすく説明します。
- ・障がい者だけでなく、バリアフリーマップ、ユニバーサルデザインの実施などは、今後も持続発展的に努めていきます。

④人権施策等の理解

- ・藤沢市の策定した「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」、「藤沢市多文化共生のまちづくり指針（改訂版）」、「藤沢市ジェンダー平等プラン」の趣旨を理解・推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる向上に努めます。
- ・お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め合いながら人権文化をはぐくむ、共に生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現に寄与する施設運営に努めます。
- ・青少年が地域で様々な外国の人々と交流し相互に理解を深め、共に生きる体験を通して互いの人権を尊重する心を養うことのできる事業を実施します。



藤沢市人権施策推進指針改定版



(3)その他の市の施策の理解

①地元経済への貢献及び市内経済の活性化

本財団では、藤沢市内の経済活性化及び地元業者の振興・育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名や修繕・物品の購入などについては、藤沢市内本支店を展開する地元業者の育成を考慮するよう規定しています。

<市内業者との業務委託等の契約実績>

業務名	契約業者	本支店種別	住所
園内管理業務委託	株式会社高倉園グリーンセンター	市内本店	藤沢市高倉536
管理棟機械警備業務委託	ALSOK株式会社	市内支店	藤沢市藤沢388 F.I.C富士ビル本館8階
管理棟館内清掃業務委託 大型廃棄物回収業務委託	株式会社東幸	市内本店	藤沢市鵠沼橘1-1-4
消防用設備等保守点検業務委託	藤沢総合設備株式会社	市内本店	藤沢市辻堂元町5-2-3
汚水処理施設維持管理業務委託	株式会社オリエント総業	市内本店	藤沢市石川6-13-33
簡易トイレ汲み取り業務委託	株式会社藤沢市興業公社	市内本店	藤沢市鵠沼神明1-1-7

<発注実績のある市内業者・市内営業所・市内支店>

修繕発注業者	消耗品等発注業者
株式会社落合電業社	合資会社関水スポーツ
株式会社井上動力	有限会社ユザワ文具
合資会社関水スポーツ	株式会社有隣堂
株式会社高倉園グリーンセンター	コーナン湘南藤沢店
山羽メンテナンス有限公司	株式会社カナトク
株式会社平綿住建	株式会社井上動力
株式会社オリエント総業	ロイヤルホームセンター藤沢
藤沢総合設備株式会社	ビックカメラ藤沢店

②暴力団排除への対応

▶ ア 暴力団排除への理解

- ・ 公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「**藤沢市暴力団排除条例**」を遵守し、利用者にとって安全・安心な施設運営に努めます。
- ・ 組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「**不当行為等対応マニュアル**」に基づき、適正に対応します。
- ・ 「暴力団排除に関する規程」や「不当行為等の対策に関する要綱」における基本理念に基づき、組織で厳格に対応します。



各施設に不当要求防止責任者を配置

本財団における暴力団排除への関連規程

- 不当行為等対応マニュアル
- 暴力団排除に関する規程
- 不当行為等の対策に関する要綱

▶ イ 暴力団排除の推進

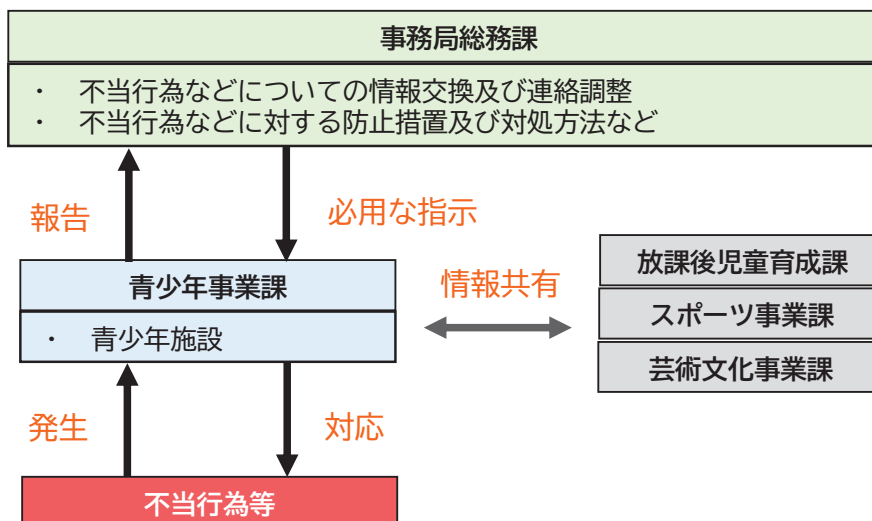
警察や藤沢市及び暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」の暴力団排除の推進に積極的に取り組めます。

▶ ウ 暴力団等による不当行為等の防止

- ・ 「不当行為等対応マニュアル」の基づき、適正な対応に努めます。
- ・ 神奈川県公安委員会の「不当要求防止責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、対応策などを各職場にフィードバックし、組織で厳格に対応します。
- ・ 「**不当要求防止責任者選任事業所**」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団等による不当な要求を防止します。



不当要求防止責任者選任事業所





これまでに築いてきた絆をもとに、地域に根差した施設運営を行います。

- 地域住民・団体と連携し、地域とのコミュニケーションを大切に施設運営を行っています。
- 地域の根差した施設管理運営を行うことは地域にとっても活性化につながると考えます。
- これまで培ってきた信頼関係のもと、協働・連携体制をさらに強化、拡大していきます。

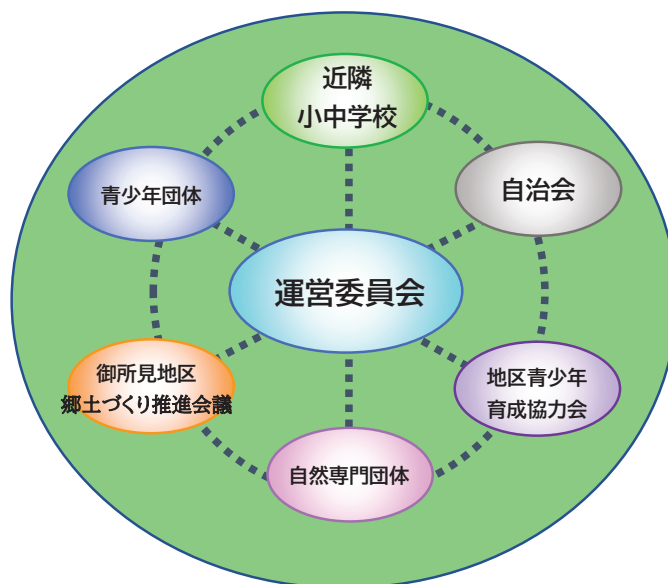
(1) 地域との協働・連携

① 少年の森運営委員会との協働・連携による施設運営

- ・ 本財団では、その前身である藤沢市青少年協会の設立から今日までの長きにわたる指定管理期間において、**青少年団体・青少年育成団体との信頼関係**を築きあげているとともに、様々な関係団体・企業とのつながりを広めてきました。
- ・ 運営委員会には、地域の自治会や地域の学校長、自然の専門家のほか、少年の森を利用しているボーイスカウト等の青少年団体にも委員として参画しています。
- ・ 施設管理運営及び事業に各団体等の視点から意見をいただき、協働・連携した施設運営を行い、共にこどもを育む**共育の場**をめざします。



運営委員会の開催



② 地域との事業連携

- ・ 「さがみ農協藤沢市農業経営士協議会」に指導協力をいただき、田植えからはじまり、草取り、稲刈り、脱穀、収穫まで体験できる「稲作体験学習」を実施します。少年の森が開設された1980年から続く本事業ですが、引き続き、「さがみ農協藤沢市農業経営士協議会」との関係性を密にし、つながりを深めていきます。
- ・ こどもの日に実施している「みらい子どもフェスタ in 少年の森」においては、地域の団体に参加を依頼するなど事業を通じて地域とのつながりを深めていきます。
- ・ 青少年団体や地元生産者などに出店依頼し、「**森のマルシェ**」を開催します。自然に囲まれながら地元の農産物や手作り商品など様々な催し物を用意します。





(2) 青少年団体との協働・連携

- ・ 青少年団体や青少年育成団体と協働・連携した事業を実施します。
- ・ 毎年こどもの日に実施している「みらい子どもフェスタ in 少年の森」においては、市内で活動している青少年団体・青少年育成団体と協働し、多くの青少年に体験の場を提供しています。
- ・ 各団体にとっても活動をPRするよい機会となっており、今後も関係団体と積極的に意見交換し、青少年の健全育成を図ります。

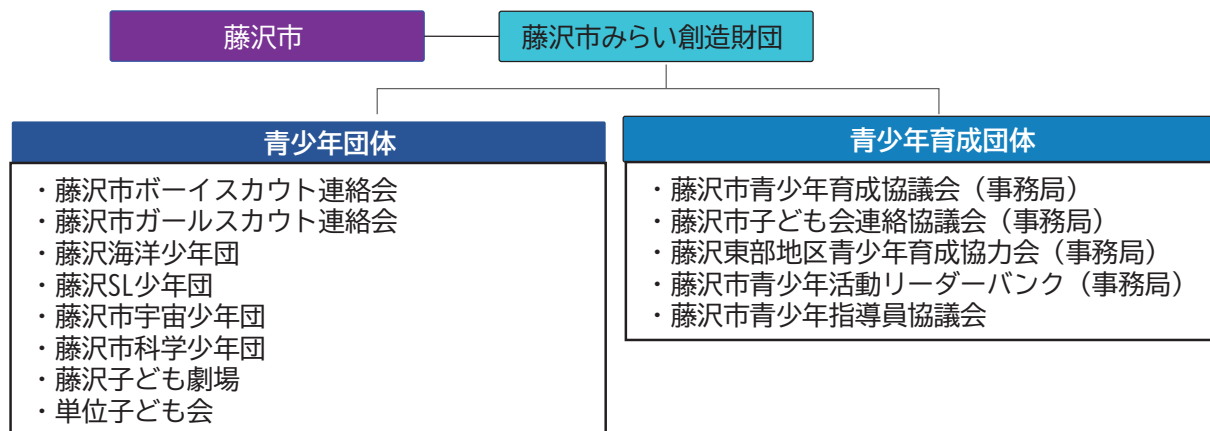


みらい子どもフェスタ

① 本財団と青少年団体・青少年育成団体との関係性

本財団では、藤沢市青少年育成協議会をはじめ、藤沢市子ども会連絡協議会など青少年育成団体の事務局を担うとともに、**青少年団体とは事業連携**や支援を通じて、また各団体と藤沢市をつなぐパイプ役として、信頼関係を構築しています。

▶ ア 青少年団体・青少年育成団体との信頼関係の構築



< 青少年団体・青少年育成団体との関係性 >

▶ イ 青少年専門委員会へ専門委員の選出依頼

青少年健全育成に関連した青少年施設の運営や現状の課題、今後取り組むべきことを協議、提案していく**青少年専門委員会**は、青少年団体・青少年育成団体や青少年健全育成に携わる団体より構成されています。

青少年専門委員会 委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 学識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課
------------------	---	---



▶ ウ 運営委員会の構成団体としての関係性

運営委員会を構成している地域の方々のほとんどは、地域団体や青少年関係団体及び近隣小学校の関係者であるため、運営委員会と地域の各団体とは密接な連携を図っています。

少年の森 運営委員会の 構成団体	打戻第一自治会、藤沢市ボーイスカウト連絡会、藤沢市ガールスカウト連絡会、御所見地区青少年育成協力会、藤沢市立御所見中学校、藤沢市立中里小学校、藤沢市青少年活動リーダーバンク、大庭自然探偵団、御所見地区郷土づくり推進会議、御所見まちづくり推進協議会
---------------------------------	--

(3) 青少年育成事業の推進

① 居場所事業

- ・誰でも気軽に参加できる定期的な自由参加型事業を展開し、「居場所＝安心できる空間」を提供しています。
- ・「毎日気軽に来られる施設」をめざし、フリースクールへの支援等、多方面の観点からの居場所事業を実施していきます。

【主な事業】

サンデープレーパーク・森っこプレーパーク

② 体験学習事業

少年の森の自然環境を生かした体験学習事業を実施し、実際に「見て・触れて・考える」学びの機会を提供することで「未来を担う力」を育みます。

【主な事業】

森のようちえん、木のおもちゃ作り、親子キャンプ塾、稲作体験学習、森林体験学習、季節の森さんぽ、夜の森たんけん、夏の夜の自然観察、キャンプファイア、こどもキャンプ、天体観望会、遠藤笹窪谷連携事業、親子ヨガ、大工さんとあそぼう、親子でトナカイ作り、森のお仕事withドラム缶ピザ、親子でツリークライミングなど

③ 子育て支援事業

こどもの健やかな成長支援を目的とするとともに、親子で野外活動ができるよう支援・指導を行い、少年の森でしかできない子育て支援事業を実施します。

森のようちえん、親子キャンプ塾、親子でトナカイ作り、輪飾り作りとたき火のおにぎり、親子ヨガ、親子でツリークライミング、森のお仕事withバームクーヘン

④ 困難を有する若者への自立支援事業

「ユースサポート・ユースワークふじさわ」と連携し、社会活動に困難を有する若者に対し、事業を通じた社会体験の機会を提供することで、自立や就労に向けた支援を行います。

【主な支援事業】

園内管理業務



⑤季節を生かした事業

春には学習水田を活用したどろんこ体験、夏は昆虫や生き物探しに森の中へでかける事業、秋は木の実やどんぐりなどを使った工作体験、冬はトナカイや輪飾りなどを作る事業など年間を通してその季節を生かした事業を展開しこどもたちの豊かな感性を育みます。

【主な事業】

プレーパーク特別編、季節の森さんぽ、稲作体験学習、天体観望会、菜の花キャンプ



プレーパーク特別編

⑥地域・青少年団体との協働・連携事業

これまで築き上げてきた地域や関係団体とのつながりを最大限に生かし、協働・連携した事業を展開していきます。また、地域の多様なリソースを活用し、青少年にとって「社会とつながる機会」を提供します。

【主な事業】

稲作体験学習、森のマルシェ、みらい子どもフェスタ、自然体験フェスタ



稲作体験学習

⑥令和6年度少年の森事業実績

事業名	実施日・回数	内容	参加者数
プレーパーク	森っこプレーパーク 全46回	自分の責任で自由に遊ぶをモットーに制限のない遊びをする機会と場所を提供する。	439人
	もりとかぜプレーパーク 全43回		649人
森の再生	4月6日（土）	ナラ枯れにより伐採して減少した森を再生させるため、市民の手による木の植樹を行う。	51人
野草をたべよう	4月13日（土）	園内生えている野草を採って食べることで、植物に関心を持ってもらい食に関することや環境について考える機会の場を提供。	9家族27人
プレーパーク特別編	4月27日（土） 4月28日（日）	学習水田を使用してどろんこ遊びや廃材を使ったクラフト、火おこしや園内散策等、少年の森ならではの遊びをする。	延べ1437人
大工さんとあそぼう	5月3日（金祝） 10月27日（日） 3月30日（日）	木を使って何かを作る楽しさを体験する。	21家族60人
みらい子どもフェスタin少年の森	5月5日（日）	青少年団体・青少年育成団体企画の事業、参加団体共同による事業を実施する。	2401人
親子キャンプ塾	5月11日（土） 6月15日（土） 6月29日（土） 11月9日（土）	キャンプの初心者の方に、一步を踏み出してもらうきっかけを作る。 火のおこし方、食事の作り方、道具の使い方、心得などを伝授する。	31家族94人
森のようちえん	5月17日（金） 7月5日（金） 11月15日（金） 1月17日（金）	幼児を対象に親子で楽しめる手軽な自然体験活動を行う。	乳幼児及び保護者延べ68人



事業名	実施日・回数	内容	参加者数
サンデーブレイパーク	5月19日・6月23日・7月21日・9月22日・10月20日・11月17日・12月15日 1月19日・2月16日・3月16日 日曜日 全10回	自分の責任で自由に遊ぶをモットーに制限のない遊びをする機会と場所の提供をする。	10回実施 延べ639人
森林体験学習	5月25日(土) 2月15日(土)	間伐など体験を通して森の整備の大切さを学び、間伐材を利用した木工を通して工作の楽しさに触れる。	21家族54人
木のおもちゃ作り	5月25日(土) 8月18日(日) 10月19日(土) 12月21日(土)	幼児期から木育を行うことで、森づくりに貢献できる人材の育成を目指す。	30家族77人
稲作体験学習	6月1日～11月30日(土) 全5回	田植え・草取り・稲刈り・脱穀・餅つきとお米ができるまでの過程を市内の小学生親子を対象に実施する。	計452人
季節の森さんぽ	7月7日・9月1日・11月3日 1月12日・3月2日 日曜日 全5回	自然散策路など森の中でもアクティビティを行うことで、森林環境に興味を持つ人を増やす。	5回実施 延べ63人
夜の森たんけん	7月20日(土)	ボランティアとの共同事業。夜の森で昆虫を探し生態系を学ぶ。	10家族28人
夏の夜の自然観察会	7月27日(土)	「せみの羽化」にスポットを当て、親子を対象に夏の夜の観察会を行う。	11家族26人
キャンプファイア (キャンドルファイア)	7月28日(日) 8月3日(土) 8月10日(土) 8月25日(日)	提供する日程を決め、事業や宿泊団体と共にキャンプファイアを行った。	64家族229人
親子キャンプDay	(キャンプ) 8月3日(土)・8日(金)～ 8月11日(日)・17日(日)・24日(土)	団体でしか利用できないキャンプ場を家族でも利用できるよう開放を行った。	43家族143人
天体観望会	8月17日(土) 11月30日(土)	夜の森できれいな星を観察する。	42家族138人
子どもデイキャンプ	8月21日(水)～22日(木) 1泊2日	小学生を対象としたキャンプ。野外炊事やキャンプファイアを実施。	38人
夏休みラジオ体操	8月26日(月)～9月1日(日)	夏休み明けに規則正しい生活に戻れるように、夏休み終わりに実施する。	7日間111人
親子ヨガ	9月21日(土) 9月28日(土)	朝の静かな森で楽しく親子ヨガを実施する。	22人
持ち込み家族テント泊	9月21日(土) 9月28日(土) 3月22日(土) 3月29日(土)	テントサイトの使用率向上と利用者拡大を図るためテントを持参していただき、宿泊する。	15家族53人
森のマルシェ	9月23日(月祝)	地元御所見産の食材販売等、様々な催し物を実施する。	1350人
森の音楽会	10月26日(土)	豊かな自然環境の中で「森の音楽会」を実施することで、自然と音楽の魅力を提供する。	250人
森のお仕事with～ トナカイ作り ドラム缶ビザ バームクーヘン	12月7日(土) 1月11日(土) 2月22日(土)	少年の森のお仕事を体験し、午後は森の間伐材のスキヤビノキを再利用し、トナカイクラフトやドラム缶ビザ、バームクーヘン作りを実施する。	32家族76人
輪飾り作りとたき火のおにぎり	12月14日(土)	少年の森で育てたお米の藁を使って輪飾り。作って食べるだけでなく、お米の大切さを学び、考える機会を提供する。	10家族26人
藤沢ごしよみ産アウトドア クッキング	1月25日(土) 2月8日(土)	地元藤沢の魅力、地産地消の大切さを知ってもらうため行う。	16家族50人
早朝ウォーキング少年の森と 遠藤笹窪谷公園に行ってみよう！	2月23日(日)	遠藤笹窪谷公園まで自然を感じながら往復ウォーキング。公園では自然について学びストーンアート作りや野鳥観察を実施する。	8家族19人
菜の花キャンプ	3月8日(土)～9日(日) 1泊2日	野外活動を通して、自然への理解を深めるとともに、自主性・協調性を高める機会を提供する。	36人
親子でツリークライミング	3月15日(土)	少年の森での野外活動をとおり、自然への理解を深めるとともに、自主性、協調性を育む機会を提供する。	12家族26人
森のフリーマーケット	3月16日(日)	フリーマーケットを通じて環境負荷を低減し、資源の有効活用につながる活動を実施する。	雨天中止



笑顔あふれるみらいへ向けて

- 少年の森の運営においても、本財団らしさ・特徴を生かした事業を展開します。
- これまでの他団体との連携実績を生かし、居場所づくりのための事業を実施します。
- 地域の自治会・団体・学校などとともに共育の場をめざします。

(1)管理運営の基準との適合性

①募集要項及び管理運営基準に適した提案と計画

- ・ 本提案書、事業計画書に記載の内容は「**藤沢市少年の森指定管理者募集要項**」及び「**藤沢市少年の森管理運営の基準**」に適合し、網羅した内容となります。
- ・ 提案した内容については計画的に実行し、市の求める運営基準を満たすとともに、本財団が持つ特色や地域の特色を生かし、さらなるサービスの向上に努めます。

(2)特色ある提案

「本財団の専門性・スケールメリットを生かした特色」、「少年の森による地域の特色」を生かした施設運営、事業を展開します。

①未来を担う子どもたちのために

「こどもまんなか」に配慮した取組【再掲】

- ・ 本財団はこども家庭庁が示す「**こどもまんなか応援サポーター**」を宣言し、「**こどもまんなかアクション**」を意識した事業の展開に取り組んでいます。
- ・ 少年の森職員、少年の森運営委員会が一体となって「こどもまんなか応援サポーター」としての自覚と意識向上に努めます。
- ・ 「こどもまんなか応援サポーター宣言」を施設に掲示し、利用者に理解と安心感を持っていただくよう努めます。



本財団・オリジナルマーク
「こども家庭」承認

スケールメリットを生かした事業展開【再掲】

本財団のスケールメリットを最大限に生かし、芸術文化事業課及びスポーツ事業課と連携・協働した複合的な事業を展開してまいります。主な事業としては、**自然の音に包まれて楽しむ「森の音楽会」**や**親子で参加できる「親子ヨガ」**など、少年の森の豊かな自然環境を舞台に、心身のリフレッシュと地域交流を促進してまいります。



森の音楽会

就学援助世帯への支援【再掲】

ひとりでも多くの子どもたちに、平等に学びと成長の機会を提供するため、体験活動の参加の場を広げます。藤沢市教育委員会の就学援助制度を基準とし、**就学援助世帯を対象に参加費を減額**し、家庭の負担軽減を図ります。

こどもの可能性を引き出す体験の場の提供

本財団は、令和5年度から藤沢市が実施する**サマースクール**事業者募集にエントリーし、実施事業者として選定されています。「宿泊キャンプ」、「インクルーシブスポーツ」、「ウクレレ」などの各種体験はスポーツ部門・芸術文化部門と連携することで「**こどもたちの可能性を引き出す**」多くのプログラムを用意し実施しています。

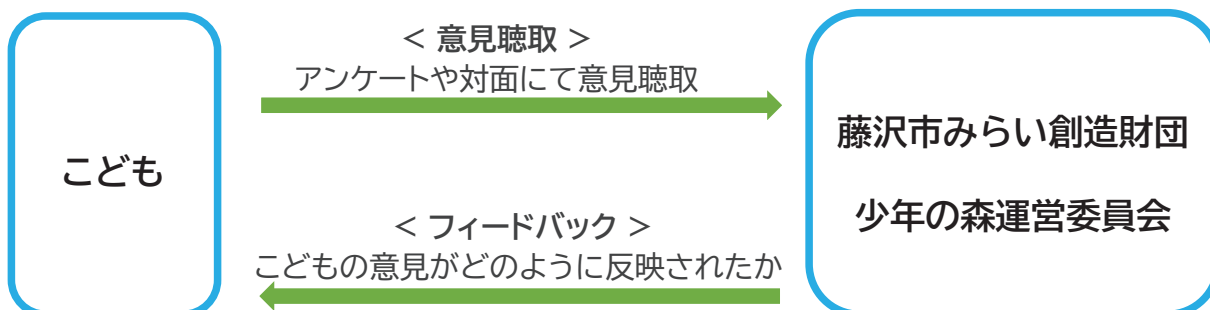


宿泊キャンプ



②子どもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施【再掲】

少年の森の「子どもが集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用する**子ども**や**近隣の小学校からアンケートや対話を通じて広く意見を聴取**し、こどもの意見や声を各運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、フィードバックします。



③地域と連携し、ともにこどもを育む【再掲】

少年の森運営委員会との協働・連携【再掲】

- ・本財団では、その前身である藤沢市青少年協会の設立から今日までの長きにわたる指定管理期間において、**青少年団体・青少年育成団体との信頼関係を築きあげるとともに、様々な関係団体・企業とのつながりを広めてきました。**
- ・運営委員会には、**地域の自治会や地域の学校長、自然の専門家のほか、少年の森を利用しているボーイスカウト等の青少年団体も委員として参画しています。**
- ・施設管理運営及び事業に各団体等の視点から意見をいただき、協働・連携した施設運営を行っていき、共にこどもを育む**共育の場**をめざします。



運営委員会の開催

「チームFUJISAWA2020」との連携【再掲】

チームFUJISAWA2020に登録し、少年の森の事業や日常業務などに興味のある方をボランティアとして募っています。現在までに数名の方が興味を持ち、通常業務や事業へのお手伝いとして活動しています。今後も受入れ体制を整えて準備します。



チームFUJISAWA2020

「少年の森だいきクラブ」との連携【再掲】

- ・**少年の森だいきクラブ**はR4年に発足のボランティアチームです。会員の多くは少年の森の利用者や事業に参加した家族が多く、少年の森の多くの事業をサポートしていただいています。年1回、少年の森だいきクラブ主催の事業も実施しており企画、運営も行っています。
- ・事業部隊・雑木林遊び場部隊・プレーパーク部隊に分かれており、事業部隊の活動が主になっています。今後は、他の部隊の活動も進めていけるよう人材の確保にも努めます。



少年の森だいきクラブ
主催事業



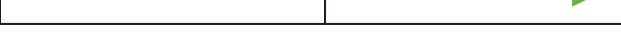
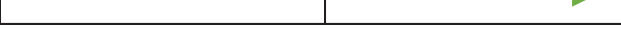
(3)提案の実現性

本財団は少年の森運営委員会、その他関係団体と協働・連携し、藤沢市少年の森において青少年健全育成事業を計画的に実施し、提案を実現します。

①提案内容の計画的に実現

本財団はこれまでの実績を生かし、施設管理、事業運営を図るとともに、本書「Ⅰ施設の効用の発揮」「(2)サービスの向上」に提案した時代のニーズに即したサービスについても、藤沢市、少年の森運営委員会、関係機関と協働連携し、**計画的**に実施します。

藤沢市少年の森「サービスの向上」(一部) 各年度計画

提案事項	令和8年度	令和9年度
閉園イベントの開催	地域・ボランティアへの説明・意見聴取 	計画/調整/実施 
子供からの意見をフィードバックした 施設運営・事業の実施	運営委員会への説明・こどもからの意見聴取 	
スケールメリットを生かした事業	計画/調整/実施 	
施設共用時間の拡大	市との調整/実施 	
遠藤笹窪谷公園との連携	関係機関との調整/実施 	
ボランティアチームとの連携	計画/調整/実施 	



公益財団法人
藤沢市みらい創造財団